

# 令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内

令和8年4月の保育所等の入所申請が始まります。

●受付開始日 (オンライン)	<u>令和7年10月11日(土)</u>
(郵送・窓口)	<u>令和7年10月14日(火)</u> ※土曜、日曜、祝日は原則として窓口での受付はできません。
●締切日 (郵送)	<u>令和7年10月24日(金)消印有効</u> (1・71ページ参照)
(オンライン)	<u>令和7年10月24日(金)17:00 締切</u> (2・71ページ参照)
(窓口)	<u>令和7年11月5日(水)</u>
●申請先 (窓口)	お住まいの区の区役所 (71ページ参照)

※ 申請締切後、令和7年11月7日（金）まで希望する保育所等の変更を受付します。  
(締切日までに申請いただいた方のみ受付します。)

本案内において、「保育所等」とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）のことをいいます（5ページ参照）。

- ① 入所申請の際は必ず本案内をお読みいただき、内容をご確認ください。
- ② 入所申請の前に各区役所の窓口で事前相談(受付時間:平日8:30~12:00、13:00~17:00)を受付しています。多様な施設・事業をご案内します。
- ③ 保育所等利用申請について市ホームページに掲載しています。ご不明な点は各区役所にご相談ください。

令和8年度の各クラス年齢に該当する生年月日は以下のとおりです。

この区分は、年度途中入所の場合でも同様です。

(本案内における児童の年齢は、特に満年齢の記載のない限り、クラス年齢で表記します。)

＜令和8年度クラス年齢表＞

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和7(2025)年4月2日以降
1歳児クラス	令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日
2歳児クラス	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
3歳児クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
4歳児クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
5歳児クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日

制度や各施設の詳しい情報、申請書のダウンロード等に以下のホームページをご活用ください。

(掲載が間に合わなかった新規開設する施設等の情報も、随時、ホームページで情報提供します。)

川崎市 こども・子育て

検索



## <教育・保育給付認定及び保育所等入所の郵送・オンライン受付>

保育所等の一次利用調整及び二次利用調整（12 ページ参照）では、利便性向上のため郵送及びオンライン受付を実施しています。ご利用になる際は、下記の手順をお読みいただき申請してください。なお、書類確認の都合上、申込締切が窓口申請と異なりますのでご注意ください。

※ご家庭の状況やお子さんの健康状況等によっては、電話等により確認させていただく場合があります。

※郵便事故、ネットワーク障害等への対応はできません。

※入所希望日時点で市内在住又は転入予定で、市内保育所等を申請される方に限ります（9 ページ参照）。

### [郵送受付の手順について]

郵送受付期間		
一次利用調整	令和7年 10月 14日(火)～10月 24日(金)	[消印有効]
二次利用調整	令和7年 11月 6日(木)～令和8年1月 21日(水)	[消印有効]

①本利用案内 13～15 ページを確認し、必要書類を全て用意してください。

用意する際には、「提出書類チェック票」「マイナンバー・本人確認書類貼付台紙」をご利用ください（市ホームページ(こども・子育て)からダウンロードできます。また、区役所の窓口にも置いています。）。

②返信用の封筒(長形3号)を用意し、返信先の住所を記入の上、110 円切手を貼ってください。

③送付用の封筒を用意し、全ての必要書類と②の返信用封筒を同封の上、下記記載の送付先にお送りください(切手代はご負担ください。)。

郵送の送付先	
一次利用調整	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育対策課気付 事務処理センター
二次利用調整	お住まいの区の区役所 ※住所等は71ページをご確認ください。

※必要書類が全てそろっていない場合は、申請受付とならないことがありますので、記入漏れや書類不足がないよう確認の上、期日に余裕をもって送付してください（申請者の個人番号カード(写し)又は通知カード(写し)、及び申請者の本人確認書類(写し)が必要となりますのでご注意ください。）。

※きょうだい同時申請の場合は、同じ封筒にきょうだい全員分の必要書類と返信用封筒を同封してください。

④必要書類に不備・不足等がない場合には、申請受付のお知らせを送付します。（受付完了）

⑤書類不備がある場合には、書類不足等のお知らせを送付しますので、不足書類や修正した書類を、必ず各利用調整の締切日までに必着で各区役所の窓口又はオンライン（LoGo フォーム）でご提出ください。



## [オンライン受付の手順について]

オンライン受付期間		
一次利用調整	令和7年10月11日(土)～10月24日(金)	17:00
二次利用調整	令和7年11月6日(木)～令和8年1月21日(水)	17:00

オンライン申請の手順、申請先等の詳細は市ホームページにて掲載しています。  
下記の事前準備をご確認いただき、オンラインにて申請をする方は、市ホームページ「保育所等入所のオンライン申請について」から申請を行ってください。



<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html>

### オンライン申請に際しての事前準備について

- ・オンライン申請が可能な方は、入所希望日時点で市内在住又は転入予定で、市内保育所等を申請される方です（9ページ参照）。
- ・申請者の  
(1) マイナンバーカード  
(2) IC カードリーダライタ又はマイナポータルアプリがインストールされているスマートフォン  
(3) マイナンバーカード受取時に設定した署名用電子証明書暗証番号  
が必要ですので、予めご確認ください
- ・本利用案内 13～15 ページを確認し、必要書類を全て用意してください  
※マイナポータルからの申請では、申請時にマイナンバーカードを読み取ることで本人確認を行うため、本人確認書類の添付は不要です。
- ・用意した必要書類を申請時に添付できるよう準備してください。  
マイナポータルの添付データ容量の上限は、合計9MB程度です。容量を超える場合は、オンライン申請では対応できないため、郵送もしくは窓口にて申請してください。  
※Excel、Word 形式のデータもアップロード可能ですが、互換性により区役所等でデータが正しく表示されない場合があるため、PDF に変換してください。スマートフォンのカメラで撮影した画像（jpeg、jpg など）のアップロードも可能です。  
※写真撮影したものを添付する際は、光の反射、紙の折り目、撮影角度、ピント等にご注意ください。  
目視により内容の確認ができること、データにパスワード設定がされていないことを必ずご確認ください。

# 目 次

保育所等入所の郵送・オンライン受付 -----	1
<b>序 章 川崎市の保育事業について</b>	
1 保育事業の充実に向けた川崎市の主な取組 -----	4
2 保育所等の定員及び運営費の推移 -----	4
3 児童1人あたりの保育所の運営に係る給付費等 --	4
<b>第1章 多様な保育・教育事業について</b>	
1 保育・教育施設の種類 -----	5
2 多様な保育事業 -----	6
3 子ども・子育て支援新制度における給付認定 ----	7
<b>第2章 保育施設の利用について</b>	
I 保育所等利用申込みについて	
1 申請から利用までのながれ -----	9
2 利用対象者 -----	11
3 申請手続き -----	12
4 利用調整 -----	16
5 利用調整後に必要な手続き -----	23
II 保育所等の利用について	
1 内定から入所までの手続き -----	24
2 入所後の手続き -----	26
3 保育所等利用に係る留意点 -----	26
4 退園（利用終了） -----	26
III 保育所等（公立保育所・認可保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業）について	
1 公立保育所・認可保育所 -----	27
2 認定こども園（保育所部分）-----	32
3 川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧	33
4 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・ 事業所内保育・居宅訪問型保育） -----	41
<b>IV 保育料について</b>	
1 幼児教育・保育の無償化 -----	46
2 保育料の算定 -----	46
3 保育料の納入 -----	47
4 保育料の変更・減免 -----	48
5 川崎市保育料金額表(月額) -----	49
<b>V 認可外保育施設について</b>	
1 川崎認定保育園 -----	50
2 企業主導型保育事業 -----	53
3 年度限定型保育事業 -----	54
4 地域保育園 -----	54
<b>第3章 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用について</b>	
1 施設の概要 -----	55
2 入園までのながれ -----	55
3 費用負担 -----	56
4 施設一覧 -----	57
<b>第4章 多様な保育ニーズに応じたその他の保育事業について</b>	
1 一時保育 -----	59
2 休日保育 -----	62
3 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）--	63
4 病児・病後児保育事業 -----	64
5 ふれあい子育てサポート事業 -----	66
<b>その他</b>	
よくある質問と回答 -----	67
書類の送付期限と送付先・問合せ先 -----	71

## ★保育所等の利用にあたってのお願い

川崎市では厳しい財政状況にあっても、児童福祉の増進を図るとともに、子育てと社会参加との両立を目指す世帯を支援するため、保育所の整備等による保育受入枠の確保をはじめとする保育環境の充実に向けた取組を進めており、その結果、保育所等の運営費や、保護者の負担軽減のために要する経費は毎年度増加しています。

保育所等の利用にあたっては、就労日数や時間など、保育所等を利用するための要件がありますので、本利用案内をよくご確認のうえ、適正な申請と利用をお願いします。

# 序 章 川崎市の保育事業について

## 1 保育事業の充実に向けた川崎市の主な取組

川崎市では、「子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」を実現するため、子育て環境の充実に向け、次のとおり取組を推進しています。

### 1 多様な手法を用いた保育受入枠の確保

- 保育所等の整備
- 川崎認定保育園や幼稚園の預かり保育など、多様な保育サービスの提供

### 2 区役所におけるきめ細やかな相談・支援

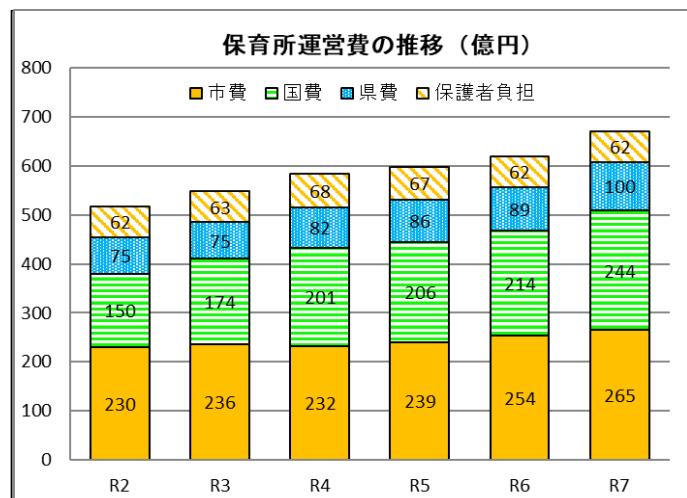
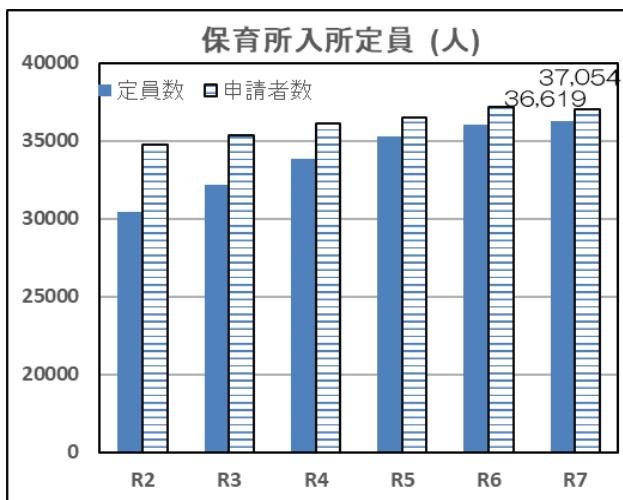
- 区役所における一人ひとりの保護者の視点に立った情報提供や相談・支援
- 区の特色を活かした広報物等による情報提供

### 3 保育の質の維持・向上

- 保育・子育て総合支援センター及び公立保育所等を拠点とした人材育成
- 就職相談会をはじめとする保育士確保の取組、国の保育士確保対策事業等の活用

## 2 保育所等の定員及び運営費の推移

川崎市では、高まる保育ニーズに対応するため、保育所等の整備を推進し、入所定員の拡大に努めています。これに伴い運営費も年々増加しており、今後も着実に保育に要する経費は増加することが見込まれます。



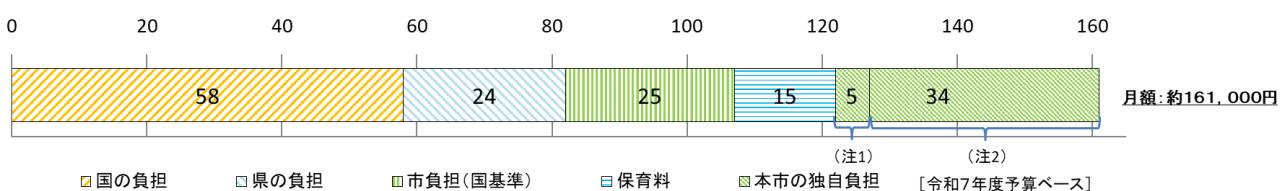
## 3 児童1人あたりの保育所の運営に係る給付費等

保育所の運営費は、保育所の規模や児童の年齢区分等により、国が定める児童1人あたりの保育の実施に要する費用（公定価格）を基に算定され、国・県・市・保護者の四者で負担する構造となっており、負担割合は下記グラフのとおりです。

川崎市では、国基準に基づく市負担分の費用のほか、保育料負担の軽減及び保育の質の向上のため、市独自に費用を投入し、児童1人あたり、全年齢児平均で、月額約16万円の費用がかかっています。

毎年、児童1人あたりの月額費用は増加していますが、0～2歳児の保育料金額表（49ページ参照）は平成28年度以降変更していません（3歳以上児は幼児教育・保育の無償化の対象のため無料です。）。

### 本市における保育所の子ども1人あたり月平均負担額の内訳 (千円)



(注1)保護者負担軽減のため、市費を投入 (注2)保育の質の向上のため、上乗せの市費を投入

# 第1章 多様な保育・教育事業について

## 1 保育・教育施設の種類

施設類型		施設類型の内容	申込
保育所等 （※1）	公立保育所 認可保育所 【27 ページ】	保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設	各区役所 区役所・  ※認定こども園（幼稚園部分）は下記参照。 ※事業所内保育事業の従業員枠は園に直接手続きしてください。
	認定こども園 (保育所部分) 【32 ページ】	就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設 ※認定こども園の類型は、下の別表1をご覧ください。	
	地域型保育事業 【41 ページ】	0～2歳児までを対象とした小規模な保育事業 〔※卒園後の3歳児からは連携施設などへの優先利用調整を行います。〕 〔※事業類型の詳細は下の別表2をご覧ください。〕	
	小規模保育事業	定員6人以上19人以下の少人数を対象に保育を行います。有資格者の配置割合等によりA～C型に区分されます。	
	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の下で、定員5人以下の少人数を対象に保育を行います。	
	事業所内保育事業	企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放し、保育を必要とする子どもを受入れます。	
認可外保育施設 （※2）	居宅訪問型 保育事業	疾病・障害等により集団保育が困難な子どもを対象に、家庭的保育者が子どもの居宅を訪問し、1対1の保育を行います。	各施設
	川崎認定保育園 【50 ページ】	川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定し、川崎市から運営費の助成を受けている保育施設	
	企業主導型保育事業 【53 ページ】	企業が従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供するため運営する施設	
	年度限定型保育事業 【54 ページ】	開設1・2年度目の保育所等の空きスペースを活用して、単年度限定で子どもを受け入れる保育所等の特別保育事業（1・2歳児対象）	
教育施設	地域保育園 【54 ページ】	市に開設の届出をし、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設	各施設
	幼稚園 【55 ページ】	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設	
	認定こども園 (幼稚園部分) 【55 ページ】	就学前の子どもに対して、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援も行う施設 ※事業類型の詳細は下の別表1をご覧ください。	

※1 「保育所等」は、幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは入所できません。

※2 51ページ以降に一覧で掲載している施設は、令和7年9月1日時点で、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設です。

別表1 認定こども園の施設類型

施設類型	類型の内容
幼保連携型	幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ単一の施設
幼稚園型	認可幼稚園が保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設

別表2 地域型保育事業の事業類型

事業類型	定員	保育従事者	受入年齢(原則)
小規模保育事業	A型	6～19人以下	5か月～ （※1）
	B型	6～19人以下	
	C型	6～10人以下	
家庭的保育事業		1～5人以下	家庭的保育者（※2）
事業所内保育事業（※3）		定めなし	認可保育所又は小規模保育事業に準じる
居宅訪問型保育事業		定めなし	家庭的保育者（※2）
			おおむね満1歳～

※1 受入年齢は施設によって異なります。

※2 家庭的保育者とは、川崎市の研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識・経験を有すると市長が認めた者（看護師等）を言います。

※3 事業所内保育事業で定員が20人以上の場合は認可保育所の基準、定員19人以下の場合は、小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されます。

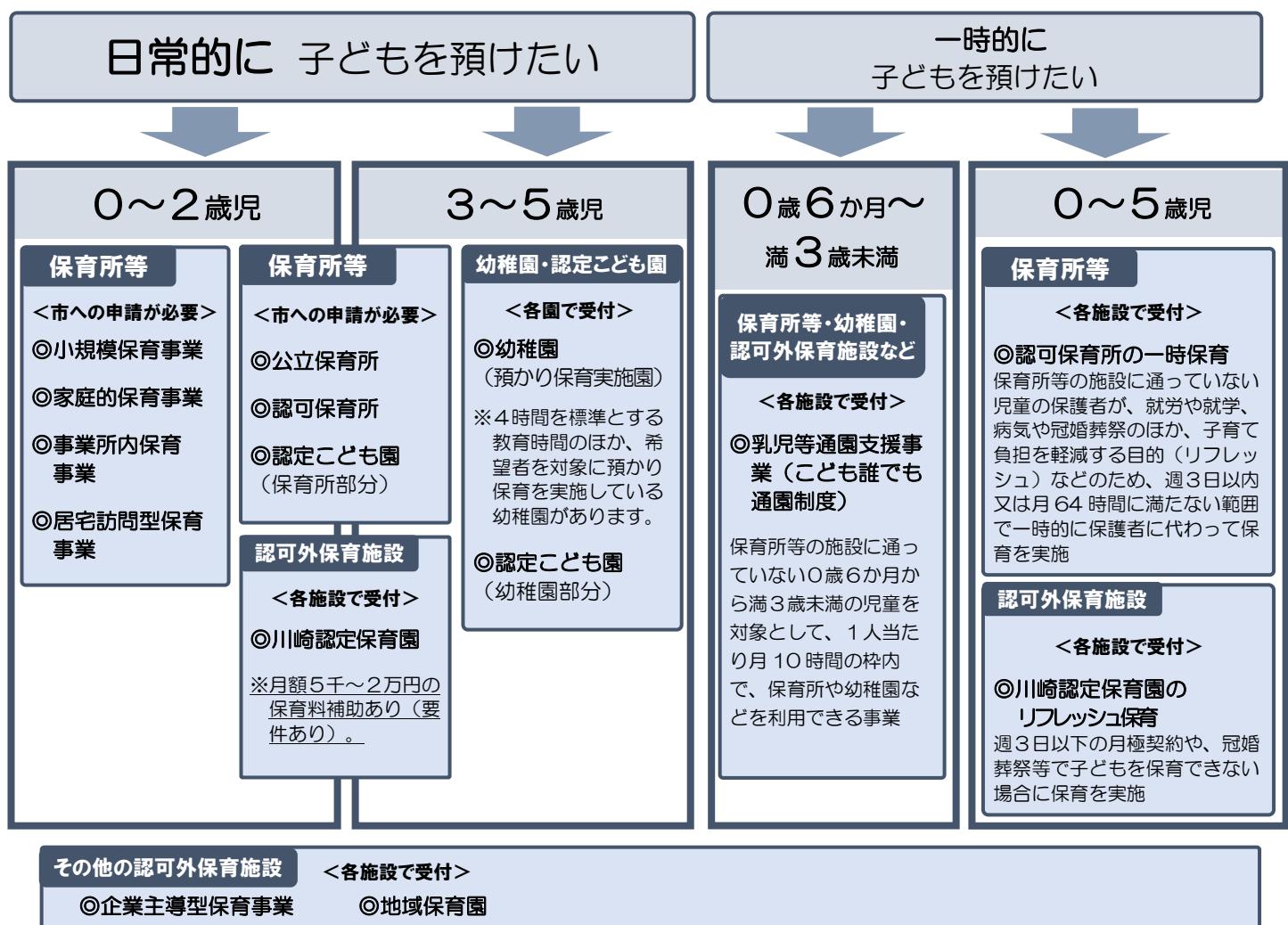
## 2 多様な保育事業

川崎市では、多様な保育ニーズに対応するため、様々な保育事業を実施しています。

また、働きながら幼稚園に通わせたいという希望に対応して、預かり保育を実施している幼稚園もあります。

「認可保育所の他にどういう施設があるか分からない」、「ちょっとした用事や子育ての息抜きに預けたいけど、週に数日だけ預かってくれるところはあるのか」、「保育とあわせて子どもに幼児教育も受けさせたい」など、お子さんの預け先を検討する際には、下の図を参考に、ご家庭のニーズにあった施設・事業を探してください。

なお、各施設・事業により受入年齢や保育時間などが異なりますので、詳細は必ず施設にご確認いただくか、ホームページ等をご覧ください。



※各施設・事業の内容については、前ページをご覧ください。

※年度限定型保育事業の令和8年度の実施可否については、申請状況を勘案し、遅くとも令和8年1月下旬までにお知らせします。

### ＜幼児教育・保育の無償化について＞

詳細については、川崎市ホームページをご確認ください。

川崎市 幼児教育・保育 無償化

検索



### 《川崎市幼保無償化事務センター》

幼児教育・保育の無償化に関するご質問に回答します。

電話：044-246-2025 対応時間：平日 10:00～19:00

### ※利用案内における参照ページ

- 保育所等 →46 ページ
- 認可外保育施設 →50 ページ
- 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) →56 ページ

### 3 子ども・子育て支援新制度における給付認定

「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの健やかな成長のために、必要な「子ども・子育て支援給付」を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」と幼稚園(私学助成)や認可外保育施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」があります。また、令和8年度から乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を給付対象とする「(仮称)乳児等のための支援給付」が新たに創設される予定です。

#### (1) 子どものための教育・保育給付

##### ア 教育・保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けている必要があります。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、令和8年4月入所申請については審査等に時間を要するため、令和7年12月以降に交付予定です。)。

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分	年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設・事業
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 保育認定	3~5歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 保育認定	0~2歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業

※ 保育の必要性については、11ページを参照してください。

##### イ 保育の必要量

教育・保育給付認定における2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保育の必要量によって、「保育標準時間」と「保育短時間」のそれぞれの認定区分に分けられ、利用可能時間が異なります。

- ①「保育標準時間」利用 : 利用可能時間 最大11時間
- ②「保育短時間」利用 : 利用可能時間 最大8時間

なお、保育標準時間の目安は、月120時間以上の就労などをしている、もしくは日々8時間を超える(休憩時間や通勤時間を含みます。)保育を必要とする場合です。

##### <保育必要量の認定と保育時間の関係について>

「保育標準時間」と「保育短時間」の保育必要量の認定については、あくまで川崎市として、8時間から11時間までの範囲での利用となるか、8時間以内の利用となるかの大枠を決めるものであり、実際の個々の保育時間の決定は、各園においてその枠の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間、勤務実態(産休・育休中にあるか)等の状況により、調整の上、行われることとなります。事前の見学時や入所時に必要な時間を園とご相談ください。

##### <イメージ>

区役所

「保育標準時間」or「保育短時間」の枠の認定

各保育所等

枠の範囲内で保護者の状況により個々の保育時間を決定

## (2) 子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所等以外の幼稚園(私学助成)や認可外保育施設等の利用者についても、給付にあたっては施設等利用給付認定を受けることが必要です。

施設等利用給付認定の申請が必要な方については、市ホームページでご確認、又は川崎市幼保無償化事務センターへお問合せください(6ページ)。新2号・新3号認定については、認可保育所等に希望しながらも入所できなかった場合の代替措置と考えられているため、認可保育所と同等の基準で保育の必要性の認定が必要となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
<b>新1号認定</b>	満3歳以上	なし	幼稚園(私学助成)
<b>新2号認定</b>	3~5歳児	あり	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育 (新3号認定は満3歳の児童に限定)
<b>新3号認定</b> (※1)	0~2歳児		認可外保育施設等 (※2)企業主導型保育は除く

※1 新3号認定は非課税世帯のみ

※2 企業主導型保育は無償化対象施設ですが、自治体による施設等利用給付認定の対象外です。無償化については各施設にご確認ください。

## (3) (仮称) 乳児等のための支援給付

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の給付にあたっては、(仮称) 乳児等のための支援給付認定を受けることが必要となる予定です。詳細は国から示され次第、別途、市ホームページ等でお知らせします。

## 第2章 保育施設の利用について

### I 保育所等利用申込みについて

#### 1 申請から利用までのながれ

※各フローの( )内の月日は、4月1日利用の際の時期の目安です。

##### ① 事前相談・保育所等の見学等

申請にあたって、各区役所にて事前相談を受け付けています（電話相談可）。

また、申請の前に、保育所等への問合せや見学、ホームページの閲覧等により、各保育所等の利用にあたっての重要事項（※）等について確認してください。

なお、利用にあたり、医療的ケアを必要とする場合には、お子さんのケア等に適切に対応する必要があることから受け入れ可能園・受入人数等が限られるほか、申請後に健康管理委員会での審議を必要としますので、見学の前に必ず各区役所にご相談の上、可能な限り10月末までに窓口にて直接お申込みください（17、29ページ参照）。

※重要事項：保育所等の開所日、開所時間、延長保育の実施条件、休日等に関する運営規程の概要や、職員体制、主食代・副食代等の実費徴収の有無、その他施設選択に資する事項をいいます。

※現在、年度限定型保育事業をご利用の方については、改めて保育所等の申請が必要となります。



##### ② 申請 オンライン（10月11日（土）～10月24日（金） 17:00 締切）

郵送 （10月14日（火）～10月24日（金） 消印有効）

窓口 （10月14日（火）～11月5日（水） ※土曜、日曜、祝日は除く）

お住まいの区の区役所に、締切日までにご提出ください。なお、書類不備の場合は受理できないことがありますのでご注意ください。早めの手続きをお願いします。

一次及び二次利用調整期間は利便性向上のため郵送・オンライン申請を実施します。詳細は1～2ページをご覧ください。なお、希望する保育所等の変更等、申請内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合（転出の場合も含む。）にも、郵送やオンラインでの手続きが可能です。

##### ア 転園希望

⇒ 川崎市内の保育所等に通われている方は、保育所等で関係書類を受け取り、上記の締切までにお住まいの区の区役所へご提出ください。川崎市外の保育所等に通われている方はお住まいの区の区役所にご相談ください。

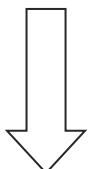
##### イ 川崎市外にお住まいの方で、川崎市内の保育所等を申請する場合

⇒ ●令和8年4月1日（利用開始希望日）までに川崎市に転入予定の方

川崎市の締切に間に合うよう、転入予定の区の区役所に直接申請してください。その際、川崎市の申請書式をご提出ください。転入予定を確認できる書類（14ページNo17）の提出がある場合は、利用調整上は川崎市在住者と同等の扱いとします。

⇒ ●川崎市外在住のまま、川崎市内の保育所等に申請予定の方

現在お住まいの市区町村に申請してください。利用調整上は川崎市在住者が優先となります。また、二次利用調整（12ページ参照）からの調整対象となります。



##### ★ 川崎市にお住まいの方で、川崎市外の保育所等を申請する場合

⇒ 入所を希望する保育所等のある市区町村によって受付期間や必要書類が異なります。

希望の保育所等が所在する市区町村へ申込締切日や必要書類等を事前に確認いただき、転出予定の方は原則として直接、当該市町村へ申請してください。転出予定のない方は、当該市区町村の申込締切日の10日前までにお住まいの区の区役所へ手続きしてください。

##### ③ 希望変更受付期間 窓口・オンライン申請（11月6日（木）～11月7日（金））

上記の締切までに申請いただいた方で、希望する保育所等の変更を希望される場合は、お住まいの区の区役所にて受付いたします（オンラインでの希望園変更については12ページを参照）。



##### ④ 申請書の受理・申請内容の確認等（10月～11月）

ご家庭の状況やお子さんの健康状況等、申請内容に不明な点がある場合は、電話や訪問などによる実態調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。



(前ページから)

## ⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行 (12月～1月前半)

申請内容に不備等がなければ、教育・保育給付認定決定通知書（7ページ参照）を発行・郵送します。  
発行済の方（過去に申請しているお子さん）は、申請内容に変更等がなければ、発行しません。



## ⑥ 利用調整 (12月～1月)

施設ごとに利用調整会議を開催し、年齢ごとに川崎市の利用調整基準に基づく利用調整を行い、内定か保留かを決めます。



### ⑦-1 利用調整結果通知書（内定） (1月下旬頃)

利用調整の結果、入所内定となったお子さんの保護者の方に、利用調整結果通知書と入園前健康診断のご案内を送付します。



## ⑧ 入園前健康診断 (2月～3月)

内定となったすべてのお子さんに、健康診断を受診していただきます。

入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合(医療的ケアを必要とする場合を含む)には、医師、保育所等関係者、行政職員などで構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議をさせていただきます。(詳細は 29 ページ参照)

※前もって主治医意見書をご用意いただく場合があります。



## ⑨ 保育所等との面談 (2月～3月)

内定となった保育所等と面談し、**重要事項等**（※）の保育所等の利用に関するルールを確認していただくほか、お子さんの状況に合わせた保育内容やアレルギー対応等をご相談ください。



※重要事項等については、各保育所等の作成した重要事項説明書に同意をいただきます。

## ⑩ 利用者負担額等決定通知書 (3月下旬)

保育料金額表（49 ページ）を基に保育料を算定し、「利用者負担額等決定通知書」を郵送します。  
(認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育・居宅訪問型保育を利用される方は、各施設と利用契約を締結してください。)



入所（利用開始）



### ⑦-2 利用調整結果通知書（保留） (1月下旬頃～)

利用調整の結果、入所内定とならなかったお子さんの保護者の方に、利用調整結果通知書（保留）を送付します。

#### ●アフターフォロー

各区役所において、二次利用調整に向けた、希望園の追加・変更の受付を令和8年1月30日(金)まで実施します。

また、定員に空きのある認可保育所や家庭的保育・小規模保育等をご案内します。

さらに、川崎市の独自事業である川崎認定保育園や一時保育などの利用についても、ご家庭の状況をお聞きしながら、お子さんの預け先についてご案内します。

※年度限定型保育事業(54 ページ参照)の令和8年度の実施については申請状況を勘案し、令和8年1月下旬までに実施の可否を判断します。

## 2 利用対象者

保育所等の利用にあたっては、保育の必要性の認定を受ける必要があり、保護者（父及び母）が次の表のいずれかの事由（詳細は20ページ参照）に該当することが要件となります。この認定期間については、原則、保育を必要とする期間となります。事由や認定区分の異動があった場合は、月単位で変更を行います。

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労(※)	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度（※多胎妊娠の場合は14週前から）	原則保育標準時間（保育短時間も可）
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	原則保育標準時間（保育短時間も可）
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間又は保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間（保育短時間も可）
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間

※育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんについて、継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、「保育短時間」区分での認定・利用（7ページを参照）となります。

※時間短縮勤務制度を利用しており、制度利用に伴う勤務時間が月64時間以上を満たさない場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。

### ＜育児休業取得中に申請する場合＞

育児休業取得中の保護者（父又は母）は、保育を必要とする事由に該当しないため、保育所等の申請はできません。

ただし、利用開始月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職できる場合には、復職月（月初に復職の場合は復職月の前月）の1日利用開始として申請することができます。

### ＜育児休業給付を延長する場合＞

育児休業給付金等の関係で育児休業の延長を検討される方は、延長の手続きの時期等について、雇用主等に確認の上、ハローワークにご相談ください（23ページ参照）。また、ハローワークやお勤め先で育児休業給付金の支給期間延長手続きをする際に、「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」等の写し（両面）が必要となります（必要な書類は各自ご確認ください。区役所の受付印は不要です。）。提出された書類の返却はできませんので、利用申込み前にご自身でコピーを取るなどのご対応をお願いします。申込み後に写しをお渡しする場合には、原則として保有個人情報の開示請求手続き（有料）が必要となり、お渡しするまでに、通常2週間程度の期間がかかります。

### ＜入所内定後の提出書類＞

なお、利用調整の結果、内定となった方には、内定の通知に育児休業証明書を同封しますので、育児休業期間及び復職（予定）日について勤務先から証明を受けたものをご提出ください（24ページ参照）。

育児休業証明書の提出がない場合や、復職の期限までに復職していないことが判明した場合は、内定の取消し又は利用終了（退園）となります。

また、保育所等に申請しない子どもの育児休業を取得している場合（例えば、第1子のみ申請し、利用開始希望日時点で、第2子の育児休業を取得している場合など）であっても、申請している子どもの入所にあたっては、復職の期限までに育児休業を終了し復職する必要があります。

### 3 申請手続き

お住まいの区の区役所へ申請してください。窓口受付時間は平日の8:30～12:00、13:00～17:00です。郵送・オンラインによる申請もご検討ください（1～2ページ参照）。

提出の書類で教育・保育給付認定及び利用調整を行いますので、不足書類、記入漏れなどないようお願いします。一度提出された書類は、コピーの受け渡しや返却ができませんので、育児休業給付を延長する場合などで必要な方は事前にコピーをお取りください。

なお、書類不備などで申請を受理できない場合がありますので早めの手続きをお願いします。

申請受理後、ご家庭の状況やお子さんの健康状況などによっては、電話で確認させていただくことがあります。

また、お子さんについて医療行為や投薬行為が必要な場合等、集団の中で保育が困難と判断した場合は保育所等での預かりができない場合があります（詳細は29ページを参照）。

#### （1）申請受付期間

##### ア 令和8年4月1日入所申請（一次利用調整）

一次利用調整の申請受付期間は次のとおりです。受付期間終了間際は窓口が大変混雑するため、書類の用意や記載方法の確認等は早めにお願いします。なお、申請締切後、希望する保育所等の変更のみの受付期間を設けています。また、申請は同年度内有効であり、入所保留となった場合は二次利用調整の対象となります（手続き不要）。

申請受付期間			通知発送予定日
一次 利用調整	【オンライン】	令和7年10月11日(土)～10月24日(金)	令和8年 1月16日(金)
	【郵送】	令和7年10月14日(火)～10月24日(金)	
	【窓口】	令和7年10月14日(火)～11月5日(水) ※平日のみ	

※令和7年度に入所保留となっている方も、改めて申請が必要となります。

※令和7年12月1日～令和8年3月1日入所を併せて希望する場合は、同時に申請してください。

※郵送の場合は締切日の消印有効、オンライン申請の場合は17:00締切となります。

※希望する保育所等の変更是11月7日(金)まで窓口・オンライン申請にて受付します。



※オンラインでの希望園変更是こちらから

##### イ 令和8年4月1日入所申請（二次利用調整）

二次利用調整は、一次利用調整での内定辞退等により、保育所等の受入枠に空きが生じた場合等に行います。二次利用調整から申請した方のほか、一次利用調整で入所保留となった方が二次利用調整の対象となります。ただし、一次利用調整で内定となった方が辞退された場合、二次利用調整の対象とはなりません。

なお、一次利用調整で入所保留となった方が、二次利用調整以降も入所保留となった場合には、保留通知の再発送はいたしません。

申請受付期間			通知発送予定日
二次 利用調整	【郵送・オンライン】	令和7年11月6日(木)～令和8年1月21日(水)	令和8年 2月13日(金)
	【窓口】	令和7年11月6日(木)～令和8年1月30日(金) ※平日のみ	

※郵送の場合は締切日の消印有効、オンライン申請の場合は17:00締切となります。

##### ウ 令和8年5月1日以降の入所申請

5月以降の利用調整については、利用開始希望月の前月10日（10日が土・日曜、祝日の場合はその前の開庁日）までに提出された申請書類をもとに行います。4月時点から希望する保育所等や世帯状況等が変更となる場合は、お住まいの区の区役所の窓口等で書類提出等の手続きが必要となります。

##### ◎5月1日以降の各月の入所申請スケジュール

- 4月入所申請で入所保留となっている方は、同一年度内は引き続き利用調整の対象となります（手続き不要）。

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和8年5月	令和8年4月10日(金)	4月中旬以降
令和8年6月	令和8年5月 8日(金)	5月中旬以降
令和8年7月	令和8年6月10日(水)	6月中旬以降
令和8年8月	令和8年7月10日(金)	7月中旬以降
令和8年9月	令和8年8月10日(月)	8月中旬以降
令和8年10月	令和8年9月10日(木)	9月中旬以降

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和8年11月	令和8年10月 9日(金)	10月中旬以降
令和8年12月	令和8年11月10日(火)	11月中旬以降
令和9年1月	令和8年12月10日(木)	12月中旬以降
令和9年2月	令和9年 1月 8日(金)	令和9年1月中旬以降
令和9年3月	令和9年 2月10日(水)	令和9年2月中旬以降

※申請受付は、利用希望月の概ね2か月前からとなります。

※各利用希望月に対する変更（希望する保育所等や世帯状況等）の受付期限についても申請締切日と同日です。

※マイナポータルによる申請も可能ですが、メンテナンス等により申請ができない期間も想定されるためご注意ください。

※郵送の場合、送付先は各区役所となります。締切日までに区役所に届いた申請書類のみ有効となりますので、日数に余裕を持って投函してくださいようお願いします。

## (2) 申請に必要な書類

申請には次の書類が必要となります。書式は、市のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153863.html>

\*申請書類は令和8年度申請用のものをご使用ください。各区役所の窓口等でもお渡ししています。

\*写しても可の書類については、ご自身でコピー等ご準備ください（オンライン申請の場合は、スマートフォンのカメラで撮影した画像での提出（添付）が可能ですが、目視により内容の確認ができることを必ずご確認ください。）。



### ア 全ての方が必要な書類（申請されるお子さんそれに必要）

必要書類		注意点
1 教育・保育給付認定(変更)申請書		●個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)をご記入ください。
2 保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳		●個人番号記載欄に個人番号(マイナンバー)をご記入ください。 ●希望する保育所等は通園可能な範囲で、第20希望までです。希望の保育所等が記入しきれない場合は、別紙にご記入ください。
3 保育所等利用申込みに関する確認票		●申込み及び入所にあたって、確認していただく事項となります。
4 申請者のマイナンバーカード又は通知カード（提示のみ）		●個人番号(マイナンバー)カードの提示、マイナンバー通知カードの提示（マイナンバーカードは本人確認書類を兼ねます。）
5 申請者の本人確認書類（提示のみ）		●本人確認書類は、顔写真付の身元確認書類1点(運転免許証、旅券等)又は顔写真のない身元確認書類2点(健康保険者証、国民年金手帳等)の提示 ●郵送申請の場合は写しを同封してください（貼付用台紙があります。）。
6 保育を必要とすることを証明する書類（★）		●保護者の状況により必要書類が異なりますので、次の表をご確認ください。 ●きょうだい同時申請の場合は、原本とコピーでも可。 ●令和8年4月1日入所申請と令和7年12月1日～令和8年3月1日の入所申請を同時に使う場合、原本とコピーでも可。

\*オンライン申請の場合、3～5の書類は提出（添付）していただく必要はありません。

### ★ 保育を必要とすることを証明する書類（保護者それに必要）

保護者の状況により、必要となる書類が異なりますので、事前に各区役所にご確認ください。提出書類の受付可能な発行日（証明日）は次のとおりです。

○ 令和8年4月入所申請 … 令和7年9月以降の発行日

○ 令和8年5月入所申請以降 … 入所希望日（毎月1日）から3か月以内の発行日

\*保育を必要とする理由が複数ある場合には、それぞれについて保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

\*保護者以外の同居親族（65歳未満に限る。）がいる場合、同居親族の方についても、提出が必要です。

保護者の状況		必要書類
a お勤めの方 (居宅外就労)		○就労証明書 ・就労内定の場合、実績額の見込の証明を受けてください。 ・シフト勤務の方はシフト表の提出をお願いする場合があります。 ・雇用されている方で、テレワークにより在宅勤務の方も含みます。 ・保護者の親族が経営する会社等に就労している場合は「b自営・会社経営等の方」に該当します。
b 自営・会社経営等の方 (自宅外自営、親族が経営する会社等を含む)		①就労証明書（居宅外就労の方と同じ様式です） ②スケジュール表 ③自営・会社経営の証明書類(写し) 直近の確定申告書(写し)等の「収入を証明するもの」又は、営業許可証(写し)・開業届(写し)・登記簿謄本(写し)等の「自営を証明するもの」のいずれかが必要です。
c 妊娠・出産の方		母子健康手帳(写し) 氏名と出産予定日が記載されているページの写しをご提出ください。
d 疾病・負傷の方		①診断書（医療機関で発行された書面（原本）） ②疾病・障害状況申告書
e 障害のある方		①障害者手帳(写し) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかとなります。 ②疾病・障害状況申告書
f 親族の介護をしている方		①介護が必要となる証明書(写し) 介護が必要となる親族の介護保険証(写し)・診断書・身体障害者手帳(写し)・療育手帳(写し)・精神障害者保健福祉手帳(写し)のいずれかが必要です。 ②介護状況申告書 裏面のスケジュール表もご記入ください。
g 就学している方		①在学証明書（在学期間がわかる書類を別途提出していただく場合があります） ・就学先で発行した書面(任意書式)となります。在学期間が入所希望日以降となるもの ・入学予定であれば、「合格通知書」(写し)と「パンフレット」をご提出ください。 ②時間割又はスケジュール表
h 求職活動又は起業準備をしている方		求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書

## イ 世帯状況に応じて必要な書類

※きょうだい同時申請の場合は申請されるお子さんの人数分をご提出ください（原本とコピーでも可）。

※市民税が未申告の方は、利用調整において最高所得の世帯と判定します。また、保育料が最高階層(最高額)となる場合がありますので、住民税の申告をしてください。

世帯の状況		必要書類
7	令和7年1月1日に 川崎市外に居住していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和7年度の住民税課税(非課税)証明書(写し)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体により証明書の名前は異なりますが、所得の記載がある証明書をご提出ください。令和6年中の収入を証明する書類になります。</li> <li>・特別徴収税額通知書とは異なります。（下記8、9も同様）</li> </ul> </li> </ul>
8	令和6年及びそれ以前の年 から引き続き育児休業を 取得していた方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象年度の住民税課税(非課税)証明書(写し)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・書類提出の要否及び必要な課税証明書の年度は次ページを確認してください。</li> <li>・川崎市内在住で課税状況が確認できる方は提出不要です（市内在住でも確認ができない方については提出をお願いいたします。）。</li> </ul> </li> </ul>
9	市民税未申告又は修正申告した方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和7年度の住民税課税(非課税)証明書(写し)           <ul style="list-style-type: none"> <li>修正申告した場合は、最新のデータが反映されていない場合がありますので、証明書をご提出ください。</li> </ul> </li> </ul>
10	令和6年中に 海外勤務又は居住期間がある方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●海外収入申告書</li> <li>●令和6年の給与明細書等(写し)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和6年中」とは令和6年1月～同年12月です。</li> <li>・勤務先の現地の会社が発行する書類をご提出ください。 (給料の支払証明や現地の税申告の書類など)</li> <li>・外貨・円貨での収入を問わず必要となります。</li> <li>・国内でも収入がある場合、その分の書類もご提出ください。</li> <li>・詳細は区役所までお問い合わせください。</li> </ul> </li> </ul>
11	育休中又は産休中 (育児休業取得予定)の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●育児休業に関する同意書・申出書           <ul style="list-style-type: none"> <li>入所希望月の月末（又は翌月初日）までの復帰に関する同意書及び育児休業の延長に関する申出書です。</li> </ul> </li> </ul>
12	入所希望月から1年以内に 就労先を変更した方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●過去1年間の就労状況がわかる書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・前職の退職から2か月以内に就労先を変更されている場合に限ります。</li> <li>・「入所希望月から1年以内」とは、令和8年4月入所の場合、令和7年4月2日以降です。</li> <li>・就労時間、日数、就労開始日、退職日が確認できる書類をご提出ください。</li> <li>・提出書類は、就労証明書（退職日を記載したもの）、離職票(写し)、前職場の源泉徴収票(写し)及び前職場の給与明細(写し)などです。</li> </ul> </li> </ul>
13	保護者のいずれかが長期不在（単身赴任等）、又はする予定の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長期不在証明書、又は単身赴任がわかる会社発行の書類（辞令等）           <ul style="list-style-type: none"> <li>長期不在証明書は就労先において記載・証明をお願いします。</li> </ul> </li> </ul>
14	申請児童が認可外保育施設等を 利用している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在園・受託証明書、又は契約書(写し)・連絡帳(写し)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書(写し)を提出の場合、施設との「連絡帳(写し)」（最初の登園日と直近の登園日のページの写し）を併せてご提出ください。</li> <li>・契約書（写し）と連絡票（写し）にて保育日数と時間数を確認できない場合は、在園・受託証明書をご提出ください。</li> <li>・現在利用中の施設の前に利用していた施設がある場合は、その施設に係る書類と、その期間中保育の必要性があったことの分かる挙証資料をご提出ください。</li> </ul> </li> </ul>
15	65歳未満の同居親族がいる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当該親族に係る「保育を必要とすることを証明する書類」           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育を必要とすることを証明する書類」に関しては、前ページを参照。</li> <li>・65歳以上の同居親族については、提出不要です。</li> </ul> </li> </ul>
16	申請児童が障害を有している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者手帳(写し)、特別児童扶養手当証書(写し)、診断書のいずれか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をいいます。</li> <li>・診断書は、障害と同程度であることが確認できるものをいいます。</li> </ul> </li> </ul>
17	市外からの申請の方 (川崎市内転入予定の方)	<p>①転入先のわかる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類は、物件売買契約書(写し)、賃貸借契約書(写し)、社宅・寮に入居予定の場合は会社発行の証明などです。</li> <li>・転居先の住所・転居予定日（引き渡し日）等が確認できる書類となります。</li> <li>・市内在住の親族宅へ転居予定の方は、「転入に関する誓約書」が必要です。</li> <li>・市内での転園希望の方についても、提出をお願いする場合があります。</li> <li>・転入された方は、転入後に区役所窓口（児童家庭課）で再度申請が必要です。</li> </ul> <p>②お子さんの氏名・生年月日がわかるもののコピー（マイナンバーカードなど）</p>
18	保護者が保育士等の資格を有し、 川崎市内の保育施設で所定の保 育業務に従事する（予定含む）方	<p>①保育業務従事申告書兼誓約書</p> <p>②保育士等の資格を証する書類</p> <p>対象の施設及び対象の資格等の詳細については19ページ参照</p>

※上記の必要書類の他、状況によって追加で書類提出のお願いや、確認のご連絡をさせていただく場合があります。

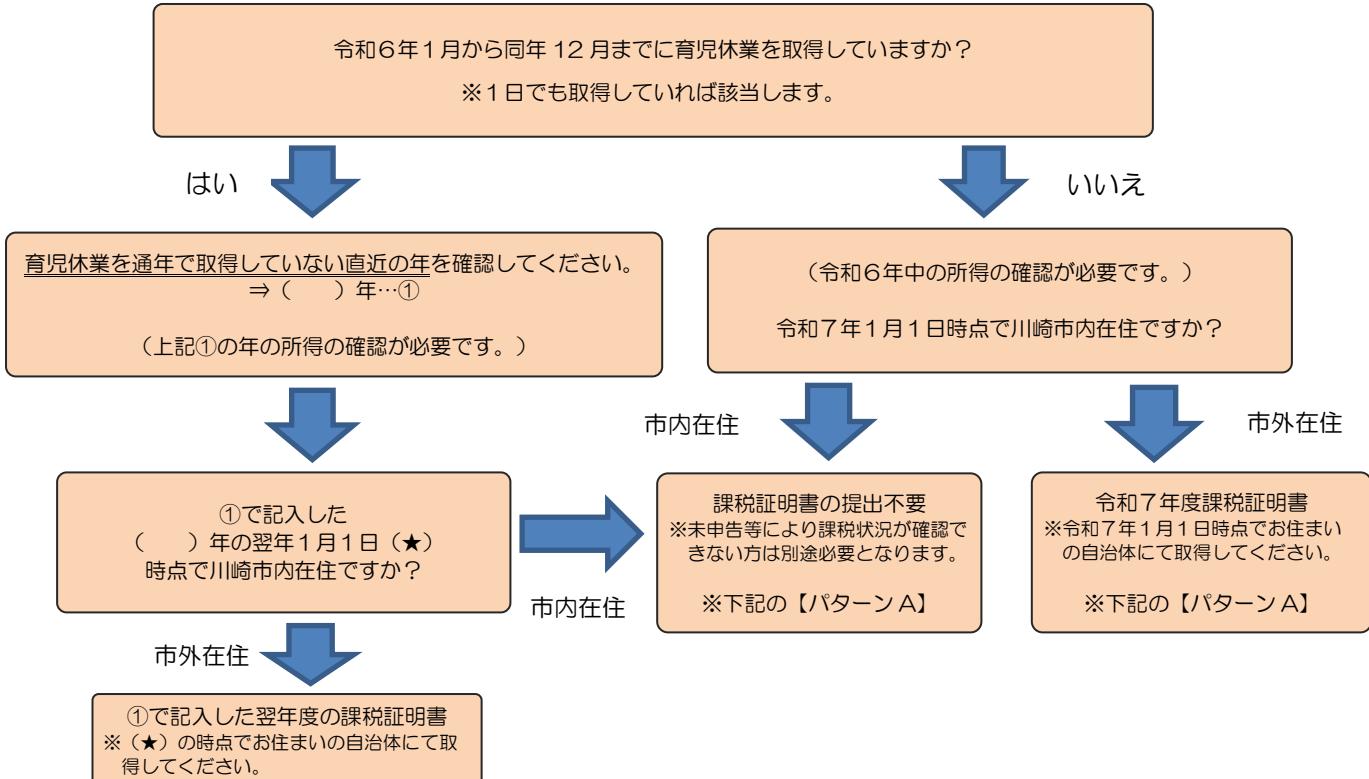
### ＜申請内容の変更・申請の取下げ＞

保育所等を申請した後、希望する保育所等を変更するなど、申請内容を変更する場合や、申請を取り下げる場合には、各区役所へお問合せの上、手続きしてください。

### 《課税証明書の提出要否・必要年度フローチャート》（令和8年4月から令和9年3月入所の場合）

前ページの世帯状況に応じて必要な書類の「対象年度の住民税課税（非課税）証明書（写し）」について、以下のフローチャートにより書類提出の要否及び必要な課税証明書の年度の確認をお願いします。

なお、下記の育児休業（産前・産後休暇は除く。）については、申請児童以外の児童での取得分も含みます。



#### 【例】上記①の年が

- 令和5年の場合  
⇒令和6年度住民税課税証明書（令和6年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンB】
- 令和4年の場合  
⇒令和5年度住民税課税証明書（令和5年1月1日時点で川崎市外在住）※下記の【パターンC】

#### ＜育児休業を通年で取得していない直近の年の考え方＞

**【パターンA】**（令和6年1月～令和6年12月の1年間に育児休業の取得なし）  
⇒令和6年の1年間の所得確認が必要

就労	育児休業の取得
令和5年1月～12月	令和6年1月～12月

令和7年度課税決定  
(令和6年中の所得確認)

**【パターンB】**（令和6年1月～令和6年12月の1年間に育児休業の取得あり）  
⇒令和6年中は育児休業を取得しているため、令和5年中の所得確認が必要

就労	育児休業の取得	就労（復職）
令和5年1月～12月	令和6年1月～12月	令和7年1月～12月

令和6年度課税決定  
(令和5年中の所得確認)

令和7年度課税決定  
(令和6年中の所得確認)

**【パターンC】**（令和5年途中から令和6年中まで育児休業の取得あり）  
⇒令和5年から令和6年まで育児休業を取得しているため、令和4年中の所得確認が必要

就労	育児休業の取得	就労（復職）
令和5年1月～12月	令和6年1月～12月	令和7年1月～12月

令和5年度課税決定  
(令和4年中の所得確認)

令和6年度課税決定  
(令和5年中の所得確認)

令和7年度課税決定  
(令和6年中の所得確認)

## 4 利用調整

### (1) ランク・指數等による優先順位の判定について

申請者数が各保育所等の受入れ可能人数を超えた場合は、利用調整を行います。

利用調整では、各世帯の保育の必要度合を、「川崎市教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」(20ページ～、以下「利用調整基準」という。)に基づき、ランク・指數・項目点により点数化し、点数の高い順に入所内定としています。

ランク等は、申請締切日時点の状況(提出書類)で判断し決定します。不足書類や記入もれのないようご注意ください。ただし、入所希望日までにランク・指數に関わる状況に変動が生じた場合、変更申請が必要です。なお、変更申請を怠り、ランク等が下がることが判明した場合は、内定取消となる場合があります。また、川崎市外在住の方の申請の場合、利用開始希望日までに確実な転入予定がある場合を除き、ランク等にかかわらず利用調整は川崎市在住の方が優先となります。

なお、育児休業に関する同意書・申出書において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、優先順位を下げた利用調整となることを了承します。」を選択した場合は、ランク等に関わらず利用調整の優先順位を下げる取扱いとなります(「育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について」(令和6年4月5日付けこども家庭庁事務連絡))。ただし、育児休業の延長を許容できる方についても、申し込んだ保育所等の利用定員に空きがある場合は入所内定となります。

利用調整では、以下の手順で入所内定の優先順位を決定いたします。

#### ① 世帯のランクによる判定

世帯のランクがより高いお子さんを上位とします。ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1(20ページ)に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

(例) 次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。

a世帯	世帯ランクB	>	b世帯	世帯ランクC
父ランク：B			父ランク：A	
母ランク：B			母ランク：C	

#### ② 調整指數による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内での調整指數表」(21ページ)により、指數(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

#### ③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指數で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指數となった場合の調整項目表」(22ページ)により、項目点(該当項目の合計点)の高いお子さんから入所内定とします。

#### ④ 養育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」(22ページ)により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

#### ⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします(22ページ参照)。

#### 〈複数の保育を必要とする事由に該当する場合〉

- 同一の保護者が複数の保育を必要とする事由に該当する場合、利用調整は主たる事由に基づいて行います。
- 時間数によりランクが変わる事由については、それぞれの時間数を合算してランクを判定します。

〈例〉

保護者の状況	主たる事由	ランク	指數
父：就労140時間 母：就労110時間、就学30時間 ともに就労実績1年以上 育休明け	父：就労 母：就労	A	6 (父母就労実績：4点) (育休明け：2点)
父：就労80時間 母：就労140時間 父就労実績1年以上、母8か月 父身体障害者手帳2級 認可外保育施設利用	父：心身障害 母：就労	A	8 (障害者手帳：5点) (認可外保育施設：2点) (母就労実績：1点) ※父の主たる事由が心身障害のため、 父の就労実績2点は付かない

## (2) 内定施設の決定について

利用調整は、施設・クラス年齢ごとに上記手順により行っています。なお、利用希望をいただいた全ての施設で、それぞれ利用調整を行います（希望できる園数は第20希望までですが、通園可能な範囲で申請してください。）。

複数の施設で内定となりうる場合、希望施設のうち、希望順位の最も高い施設1か所のみを入所内定します。複数の施設で重複して入所内定とすることはありません。

また、兄弟姉妹で同時申請の場合は、兄弟姉妹が同じ保育園に内定となるよう希望することも可能です。詳細については「(4) 兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の条件について」をご覧ください。

### 【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

ランク・指指数等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望 内定（P保育園）
申請者②	A-6-3	第2希望 第1希望（Q保育園）で内定
申請者③	A-6-2	第3希望 第1希望、第2希望で保留⇒内定（P保育園）
申請者④	B-5-1	第1希望 保留

### 【同ランク・同指指数・同項目点だった場合の考え方】

ランク・指指数等	子ども3人以上	世帯の所得状況
申請者 a	A-6-1	該当 600万円
申請者 b	A-6-1	該当 650万円
申請者 c	A-6-1	該当なし 400万円
申請者 d	A-6-1	該当なし 500万円



優先順位 高

## (3) 医療的ケアを必要とする子どもの優先的な取扱い

医療的ケア児については、令和3年度に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨を尊重し、優先的な取扱いを行います（対象となる医療的ケアについては、29ページ参照）。

医療的ケア児の受入れにあたっては医師との連携のもと、保育所において適切な処置を行う環境や看護師の配置等の支援体制を構築し、本市においては公立保育所全園で受け入れます。

- ア 医療的ケア児の申込みにあたっては利用調整基準別表1・2のランク（就労等による保育必要量）等に関わらず、ランク「A」指指数「15」とする優先的な取扱いをします。
- イ 複数の者が同ランク同指指数で並んだ場合は、通常の利用調整基準に基づくランク、指指数等で比較するものとします。そのため、医療的ケア児であっても、第1希望の園に内定とならない場合があります。
- ウ 対象となる保育所は原則として、公立保育所とします。

※入所にあたっては、医師等で構成される健康管理委員会において、集団生活の中で保育が可能か等の審議を行います。健康管理委員会の結果を踏まえ、集団保育が困難と福祉事務所長が判断した場合、ランク等に関わらず、公立保育所でのお預かりはできません。

## (4) 兄弟姉妹2人以上で申し込む場合の条件について

兄弟姉妹2人以上で申し込む場合においては、「保育所等利用（変更）申込書兼児童台帳」の裏面にて、次のとおり、同じ施設への入所を優先するなどの条件設定が可能です。各条件の特徴をご理解の上、申請をお願いします。※希望園ごとに異なるパターンの指定はできません。

なお、兄弟姉妹で同一施設の利用を希望する場合には、設定した条件にかかわらず、指指数「7」を適用します。

### ①同じ保育所等で同時期の入所のみを希望する。

- 兄弟姉妹が「同じ希望園に同時に入所可能な場合」に限り、全員「内定」となります。  
「1人だけ入所可能な場合」や「別々の施設であれば入所可能な場合」は全員「保留」となります。

### ②同時に入所できれば、兄弟姉妹別施設でもよい。

- 兄弟姉妹が希望園のうち、「同時に入所可能な場合」に全員「内定」となります。  
「1人だけ入所可能な場合」は、全員「保留」となります。
- 同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

### ③1人だけの入所でも希望する。

- 内定となる施設があった場合は、1人だけでも内定となります。
- 同時に入所可能な場合の条件は、【兄弟姉妹が同時に入所可能な場合】にて指定できます。

### ＜保護者が育児休業中に兄弟姉妹2人以上で申込みした場合＞

申込みした兄弟姉妹のうち、1人だけ内定となった場合でも、育児休業からの復職が必要となります。そのため、保留となったお子さんの認可外保育施設等の利用などもご検討いただき、復職の準備をお願いします。入所した月（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職ができない場合は、内定取消となりますのでご注意ください。

◎兄弟姉妹が同時に入所可能な場合 ※②③の条件を設定した方は、次の条件も選択してください。

《1》兄弟姉妹別園でも希望順位を優先する。

→ 希望順位を優先して各児童の利用調整を行います（希望順位の低い園で兄弟姉妹同じ園になることが可能でも、より高い希望順位の園で内定となる場合は、兄弟姉妹別園となります。）。

《2》同園であれば希望順位が低い園でもよい。

→ 兄弟姉妹が同じ園になることを優先して各児童の利用調整を行います。そのため、希望順位が低い園で内定となることもあります（同じ園となることが不可であれば希望順位を優先します。）。

**<兄弟姉妹2人以上の申込みで保留となった場合>**

年度内は、引き続き利用調整の対象となります。そのため、以降の利用調整については、変更の届出がない限り、兄弟姉妹の入所に関する条件設定も含め、申請時の内容により行いますのでご注意ください。

**【兄弟姉妹2人以上で申込む場合における利用調整のイメージ】**

兄弟姉妹2人以上で申込む場合では、条件の設定により、利用調整の結果が異なりますのでご注意ください。

◎条件設定による最終結果の違い

（例えば、クラス年齢が異なる兄と妹で、それぞれ第1希望をA保育園、第2希望をB保育園で申請した場合）

例1

（兄は2園とも、妹は第2希望のみ内定予定）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	内定予定	内定予定

例2

（兄は第1希望、妹は第2希望のみ内定予定）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	保留	内定予定

例3

（兄は2園とも内定予定、妹は2園とも保留）

	兄	妹
第1希望 A園	内定予定	保留
第2希望 B園	内定予定	保留

最終結果	例1	例2	例3
(4)ー①を選択 (同時同園入所のみ希望)	兄・妹 B園 内定	兄・妹 保留	兄・妹 保留
(4)ー②を選択 (同時別園入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園・妹B園 内定	兄・妹 保留
(4)ー③を選択 (1人のみ入所可能)	《1》順位優先を選択 兄A園・妹B園 内定 《2》同園優先を選択 兄・妹 B園 内定	兄A園・妹B園 内定	兄 A園 内定 妹 保留

## (5) 保育士等の子どもの利用調整上の優先的な取扱い

川崎市内の教育・保育施設等に勤務する保育士等の子どもについては、利用調整上、優先的な取扱いを行います。なお、この取扱いは、昨今の保育士不足により、保育受入枠を限定せざるを得ない場合があることに対応する時限的な措置です。

《取扱いの対象となる方》（ア～ウの全てに該当する必要があります。）

ア 川崎市内在住の方

イ 保育士又は看護師等の保育士の配置基準を満たす資格又は免許を有していること。

ウ 現に、1月について120時間以上、川崎市内に所在する次の①～⑦のいずれかの施設等で就労（就労内定含む）していること。

①公立保育所、認可保育所、認定こども園

②地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）

③幼稚園（施設型給付・私学助成）

④企業主導型保育施設

⑤病児・病後児保育施設

⑥川崎認定保育園

⑦地域保育園

※保育所等に入所した場合、ア～ウを満たし、入所日から起算して2年以上従事すること（育児休業・病気休職等の休職期間は除く。）が必要です。

## (6) 産休明け保育（生後43日目～）の取扱い

川崎市では、生後43日目から4か月未満又は5か月未満のお子さん（公立：4か月未満、認可：5か月未満）の保育を「産休明け保育」としています。産休明け保育については、実施園が限られ、受入枠も少人数となります（例：0歳児クラス6名中のうち、産休明け児は3名まで等）。また、通常保育よりも保育時間は短くなります。

なお、生後間もないお子さんをお預かりするにあたり、健康面には特に注意を払う必要があるため、小児科を受診していただき、所定の意見書をご提出いただく必要があります。

※診察料及び文書料については、保護者負担になります。

各施設の産休明け保育の受入枠の上限を超えた場合は、産休明け以外のお子さんを内定とする場合があります。

### ＜0歳児クラスの受入月齢＞

0歳児から受入可能な保育所等であっても、施設ごとに受入月齢が異なります。

令和8(2026)年4月1日入所を例に挙げると下記の表のとおりです。

0歳児クラス入所の受入月齢（例：令和8年4月1日入所の場合）	
43日目～クラス	令和8(2026)年2月17日以前に生まれた児童
2か月児クラス	令和8(2026)年2月1日以前に生まれた児童
4か月児クラス	令和7(2025)年12月1日以前に生まれた児童
5か月児クラス	令和7(2025)年11月1日以前に生まれた児童
6か月児クラス	令和7(2025)年10月1日以前に生まれた児童

## (7) 時間短縮勤務制度を利用する場合の取扱い

時間短縮勤務制度を利用しておあり、制度利用に伴う勤務時間が月64時間以上を満たさない場合、保育を必要とする事由の就労には該当しません。勤務時間が月64時間を下回らない場合には、短縮前の時間数でランクを判定します。

## (8) 横浜市との共同整備による保育所の取扱い

川崎市と横浜市の共同整備による保育所（幸いづみ保育園、戻手すきっぷ保育園）にあっては、あらかじめ利用定員を両市で調整し、各市在住のお子さんのための定員を定めており、各市の利用調整基準に基づき利用調整が行われます。また、川崎市児童のための定員については、川崎市児童が優先となります。

申請は、川崎市の申請書類により、お住まいの区の区役所で行ってください。保育認定、利用調整結果通知、利用者負担額の決定等も川崎市が行います。

また、開所時間・延長保育の取扱い等の運営内容については、施設の所在する市の基準により行うこととなりますので、ご注意ください。

川崎市 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準

別表1

番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自営を除く) (注1)		月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
2	自営 (自宅外自営、 親族等が経営の 自営を含む) (注3~5)	中心者	月実働140時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E
			就労先確定(注2)	F
	協力者		月実働140時間以上就労	B
			月実働120時間以上140時間未満就労	C
			月実働100時間以上120時間未満就労	D
			月実働80時間以上100時間未満就労	E
			月実働64時間以上80時間未満就労	F
			就労先確定(注2)	G
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前(多胎妊娠の場合14週前)から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D
4	疾病・負傷・ 心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害(いずれも同程度の障害を有する場合を含む。) ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~E
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む。)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用。 ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く。	A~E
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~E
7	就学		卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~F
8	求職活動等		求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H
9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合(注6)は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業(自発的失業は除く。)により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、 家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合 対象児童が障害を有している場合	A~H

注1 常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し判断を行う。

注2 入所月内に就労することが決定していること。

注3 経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区別する。

注4 内職従事者については、協力者の細目を適用する。

注5 各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。

注6 就労につながる就学先が確定した場合も含む(別途、就学を証明する書類を提出する必要がある。)。

「同ランク内での調整指數表」

別表2

項目	細目	指数
世帯状況  ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例:父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存在世帯 両親が不存在(死亡、拘禁、生死不明)の状態で、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合  (2) 母子世帯 配偶者(事実婚を含む)のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上離棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子  (3) 父子世帯 母子世帯に準じる。  (4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合(注1)  (5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合(注1)  (6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合(注1)  (7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯(注1) (注2)	15  10  10  7  7  7  7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児(注1)	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業等を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業等を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 (注3)	利用希望日時点で1年以上の就労実績がある場合 利用希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	2 1
認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合(就労状況等と連動した利用の場合)	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注4)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合 同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-3 -1
産休明け又は育休明け (注5)	産休明け、育休明け予定者(4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中(又は5月1日)の復帰者を含む。)	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していたが、保護者が育児休業を取得し、自動的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
保護者が重度の心身障害の場合(注6)	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合 療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付を受けている場合	5 3
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例)過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 合計指數が7点となる世帯と、同ランク同指數で競合した場合は、利用調整基準別表3「同ランク同指數となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況(7)以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

注3 児童の保護者が別表1の番号1又は2に該当する場合、保護者それぞれに加算する。ただし、当該期間中において同一ランク相当の就労実績がある場合に加算する。また、疾病等で保育の必要性が継続している場合には、以前の就労も、就労実績として算定する。

注4 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指數を適用しないものとする。

注5 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注6 児童の保護者が別表1の番号4(2)に該当する場合、保護者それぞれに加算する。いずれも、それと同等の障害を有する場合を含む。

注7 合計指數の上限は15点とする。

## 「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

別表3

項目	項目点
対象児童が障害(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合)を有している世帯(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯(単身赴任、海外勤務、入院等)(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でその期間が1年以上になる世帯 (申請児童の育児休業期間は除く。)(注3)(注4)(注5)	1～5
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、利用希望日までの間に当該児童の年齢が1歳以上になる世帯(注6)	1
就労実績(日数・時間)と連動した収入実績がある世帯(注7)	1
申請締め切り時に保育料を滞納している世帯(注8)	0～-3

注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定となる場合がある。

注2 利用希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、利用希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は利用希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合

注3 預けている期間に応じて重複適用する。

注4 生まれ月の違いに配慮するため、利用希望月の1年6か月(2年6か月、3年6か月、4年6か月、5年6か月)以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設等に預けている期間として1か月を加えることとする。

注5 預けている期間が1年以上になるごとに1点を加算する。

注6 当該児童に兄・姉がいる場合で、「現に認可外保育施設等に児童を預けており、利用希望日時点でも同様の状態が見込まれる世帯(申請児童の育児休業期間は除く。)」での加算がない場合は、当該児童の年齢に関わらず、兄・姉について本加算を行いうものとする。

注7 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

注8 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、滞納状況が解消に向かっている場合にはこの限りではない。

## 「別表3においても同点となった場合の取扱い」

別表3においても入所判定が困難な場合は、次の順に内定とする。

1	養育している子どもが3人以上の世帯(注1)
2	所得状況のより低い世帯(注2)

注1 養育とは、同居し、監護(監督・保護)することをいう。子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

注2 所得状況とは、保護者及びその配偶者の合計所得金額を合わせた額のことを行う。

## 5 利用調整後に必要な手続き

### (1) 利用調整結果について

利用調整の結果については、申請されたお子さんの保護者に「利用調整結果通知書」を郵送しお知らせいたします。

#### ア 内定となった場合

利用調整の結果、内定となったお子さんについては「利用調整結果通知書（内定）」をお送りします。

内定後の手続きに関しては、次ページ「Ⅱ 保育所等の利用について」をご覧ください。

なお、内定後は、利用申込みにおける他の保育所等の希望は無効となりますので、その後上位の希望園に空きが出ても利用調整は行いません。入所後、希望があれば転園申請してください。

#### イ 保留となった場合

利用調整の結果、内定とならなかったお子さんについては、入所保留となり、「利用調整結果通知書（保留）」をお送りします。

保育所等の申請は同年度内有効ですので、申請内容の変更や取下げなどがない限り、引き続き保育所等の利用の意思があるものとして、年度内は改めて申請書類を提出していただく必要はありません。申請内容に変更があった場合は、証明書類を追加でご提出ください（13～14ページ参照）。

また、利用児童の退所などにより新たな受入れが可能となった段階で再度利用調整を行い、内定となった場合はその旨をご連絡いたします。利用調整は利用希望月の前月10日(10日が土曜、日曜、祝日の場合はその前の開庁日)までに提出された申請書類をもとに実施いたします（12ページ参照）。

なお、「利用調整結果通知書（保留）」の再発行はいたしません。

また、次年度も引き続き利用の希望がある場合は、改めて申請書類一式をご用意いただき、再度申請が必要となります。

### (2) 育児休業の取得・延長に必要な手続き

育児休業を取得（延長）される場合、雇用主やハローワークからお子さんの誕生月（育児休業の延長時）に保育所等の利用を希望し、入所保留となっていることの証明書類の提出を求められる場合があります。必要な時期等については、雇用主等にあらかじめ確認ください。また、申請月や締切日（12ページ参照）についても十分に確認をお願いします。

なお、申請をいただいている方のうち、同一年度内で引き続き、入所保留となっている方については、入所保留となっている旨の証明書の発行ができますので、希望のある場合は、お住まいの区の区役所又はオンラインで手続きしてください。入所内定となった方については、内定を辞退した場合であっても入所保留となっている旨の証明書の発行はできません。

### (3) 申請内容に変更があった際に必要な手続き

利用調整の結果、入所保留となった後に、育児休業を延長した場合や認可外保育施設等にお子さんを預けられた場合、就労状況が変わった場合等、申請時点から変更があった場合は必ずお申し出ください。



## II 保育所等の利用について

### 1 内定から入所までの手続き

#### (1) 書類の提出

利用調整の結果、内定となったお子さんの保護者にお送りする「利用調整結果通知書（内定）」に、児童票及び健康記録表の用紙を同封しますので（市ホームページ「保育所等の申込み手続き」からもダウンロードが可能です。）、記入の上、指定する期日までに保育所等へご提出ください。

また、育児休業取得中の方は、原則として保育所等の利用開始月の末日までに復職する必要があります（詳細は11ページ参照）。「利用調整結果通知書（内定）」に、育児休業証明書の用紙を同封しますので、育児休業期間及び復職（予定）日について勤務先から証明を受け、お住まいの区の区役所へご提出ください。なお、追加で必要書類がある場合には、別途ご案内します。

#### (2) 入園前健康診断

保育所等との面談と併せて、園医による入園前健康診断を行います。入園前健康診断では、お子さんの健康状態を把握するほか、他のお子さんとの集団生活に支障がないか園医が判断します。入園前健康診断の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、医師、保育所等関係者、行政職員等で構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議を行います。

#### (3) 保育所等との面談

内定となった保育所等と面談し、保育所等の利用に関するルールを確認していただくほか、お子さんの状況に合わせた保育内容やアレルギー対応などをご相談ください。

面談の方法は、説明会等により他のお子さんと一緒に使う場合や、個別面談によるなど、保育所等により異なります。詳細については、保育所等に直接お問合せください。

#### (4) 入所決定

面談及び入園前健康診断において、利用可能と判断されたお子さんに対しては、「利用者負担額等決定通知書」をお送りします（認定こども園又は地域型保育事業を利用される場合は、各施設と個別に利用契約を締結してください。）。

保育所等の入所日は、ならしなれ保育の開始時期や、育児休業からの復職時期等にかかわらず、原則として月の初日となります。

#### <入所内定後の辞退について>

利用調整の結果、入所内定となった方が、保育所等の利用を希望しなくなった場合は、速やかに内定辞退届をご提出ください。

また、内定を辞退し、再度、保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です（翌月からの利用申込みが可能となります）。

#### <入所内定の取消しについて>

利用調整は、申請締切日時点の保護者の状況等によりランク等を判定して行いますが、入所時まで申請時と同内容のランク等を維持していただくことが前提となります。申請後、申請内容と状況が異なることや虚偽申請が判明した場合には、その時点で利用調整のやり直しや入所内定の取消しなどを行いますので、申請関係書類の記載は厳密に行ってください。また、やむを得ず状況に変更が生じた場合には、速やかにお申し出ください。

**<「求職活動等」として申請した場合>**

保育所等の入所後2か月以内に月64時間以上の就労を開始し、異動届、教育・保育給付認定（変更）申請書、就労証明書を、保育所等に速やかに提出する必要があります。

**<「二重在園」について>**

市外の保育所等に在園している児童が、川崎市の保育所等に翌月から入所が決定した場合には、原則1日付きでの入所となり、在園している保育所等は当月末までに退園していただくことになります。

翌月の途中で在園している保育所等を退園して月の途中から川崎市の保育所等に入所することはできません。









## (7) 障害児保育

川崎市では、全ての公立保育所・認可保育所において障害児保育を実施しておりますが、医師法との整合性やお子さんの安全の観点から、一定の条件に適合していることが必要です。このため、入所を希望される場合は、必ず各区役所に事前にご相談いただくとともに、お子さんを連れて事前に希望する施設を見学し、次の①②を了承いただいた上で申請してください。

### ①法的な制約

医師法第17条では、医師でない者が反復継続する意思をもって「医行為」を行うことを禁じており、保育所にあっても、法や制度で認められている一部の与薬を除き、「医行為」を行うことはできません。したがって、川崎市では障害を持つお子さんが内定となった場合、その後の園医による入園前健診（4月入所であれば2月中旬頃）で、「医行為」が必要でないことを確認する必要があります。

また、園医が健診では判断が付きかねる場合は、医師・保育所等関係者・行政職員などで構成される健康管理委員会（4月入所であれば3月上旬頃）で、園医だけでなく主治医の意見も参考に審議し、「医行為」が必要と判断した場合には、内定を取り消すことがあります（利用調整結果の通知時に、専用の主治医意見書（診断書）の取得をお願いしています。）。

### ②集団保育が可能であること

障害の程度により現実的に受入体制を整備することが困難で、お子さんの安全な保育の実施が困難な場合もあります。

このため川崎市では、内定後の入園前健診あるいは健康管理委員会で、そのお子さんが集団生活の中で保育が可能であるかを審議し、保育が困難と判断されたお子さんについては、内定が取消しとなることがあります。

## (8) 医療的ケアの提供（利用調整の優先的取扱いについては17ページ参照）

### 対象となるお子さん

医療的ケアが必要で、かつ、他に重篤な症状がなく、主治医から集団保育（生活行動）が可能と診断され、病状の程度により安全な保育の提供と集団での保育が可能であると川崎市保育所入所児童等健康管理委員会で判断されたお子さんです。

医療的ケアが必要なお子さんについては、必ず事前に、お住まいの区の区役所又は「医療的ケアに関するお問合わせ先」までご相談ください。

### 対応できる医療的ケア

- たんの吸引（経鼻、経口、気管切開）
- 経管栄養（経鼻）及び経ろう孔（胃ろう・腸ろう）
- 導尿（間欠導尿）
- その他、健康管理委員会が認めた行為

《医療的ケアに関するお問合わせ先》 月曜日～金曜日（祝日は除く）8時30分～17時00分

区	お問合わせ先	電話番号
川崎区	川崎区保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区	幸区保育総合支援担当	044-556-6672
中原区	中原区保育・子育て総合支援センター	044-744-3288
高津区	高津区保育総合支援担当	044-861-3372
宮前区	宮前区保育・子育て総合支援センター	044-856-3290
多摩区	多摩区保育・子育て総合支援センター	044-935-3104
麻生区	麻生区保育総合支援担当	044-965-5220

### 実施施設

公立保育所（次ページ）が受入対象施設となります。

入所状況により受け入れが難しい場合があります。

## 基本的な流れについて

### ① 事前相談（お早めにご相談ください）

お住まいの区の区役所にご相談ください。

医療的ケア児への保育について、各区の担当がご説明するとともに、必要に応じて、居宅訪問型保育事業（45ページ）のご案内をいたします。

### ② 園見学

お子さんを連れて希望する施設を見学してください。

### ③ 体験保育

入所を希望する園の同年齢のクラスに親子で入り過ごしながら必要な医療的ケアを見せていただきます。健康管理委員会での審議に必要な書類（主治医意見書等）を配布します。

### ④ 利用申請

窓口にて直接申請してください（4月申請については可能な限り10月末まで）。

### ⑤ 園医健診

園医健診には、③で配布する書類（主治医意見書等）が必要となります。

### ⑥ 健康管理委員会

医師、保育所等関係者、行政職員などで構成される健康管理委員会で、園医、主治医の意見を参考にそのお子さんの病状の程度により、安全な保育の提供と集団での保育が可能か審議し、意見、助言をします。

### ⑦ 利用調整・結果通知

利用調整を行い、利用調整結果通知書を送付します。

### ⑧ 入所の可否の決定（福祉事務所）

児童家庭課から入所の可否について連絡があります。

※医療的ケア児への保育につきましては、川崎市ホームページの「医療的ケアが必要なお子さんの保育所の利用をお考えの方へ」をご参照ください。

（<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000150039.html>）



## ＜医療的ケアを提供する保育所等＞

区名	施設名	住所	受け入れ可能数
川崎区	大島保育園	大島4-17-2	各園若干名
	藤崎保育園	藤崎1-7-1	
	東小田保育園	小田5-14-1	
幸 区	河原町保育園	河原町1 ※建替えのため、仮設園舎（同河原町団地内の広場）にて運営中	各園若干名
	古川保育園	古川町120	
	夢見ヶ崎保育園	南加瀬3-4-8	
中原区	中原保育園	小杉陣屋町2-3-1	各園若干名
	下小田中保育園	下小田中4-4-17	
	中丸子保育園	中丸子1155	
高津区	梶ヶ谷保育園	梶ヶ谷5-8-2	各園若干名
	津田山保育園	下作延5-1-10 ※建替えのため、仮設園舎（下作延5-3-11）にて運営中	
	蟹ヶ谷保育園	蟹ヶ谷339	
宮前区	土橋保育園	土橋2-14-1	各園若干名
	中有馬保育園	有馬3-2-10	
	菅生保育園	初山1-23-15 ※令和7年度中に地域子育て支援センターすがお（菅生5-4-10）に移転予定。	

区名	施設名	住所	受け入れ可能数
多摩区	土渕保育園	生田2-14-5	各園若干名
	菅保育園	菅1-5-24	
	生田保育園	西生田3-15-10	
麻生区	白山保育園	白山4-2-1	各園若干名
	上麻生保育園	上麻生7-2-35	
	高石保育園	高石1-14-15 ※再整備に伴い、令和13年度以降に移転予定（移転先：王禅寺西1-26-2 現地域子育て支援センターみなみゆりがおか）	

## (9) 公立保育所等の園舎建替え

現在、公立保育所の建替えの計画を進めている施設があります。

今後も、条件が整い次第、公立・民営の区別にかかわらず老朽化等に伴う園舎建替えが行われる場合があることを、あらかじめご了承ください。

«建替え計画を進めている公立保育所»

区名	施設名
幸区	河原町保育園（今後、近隣に仮設園舎を建設し、移転予定）
高津区	津田山保育園（今後、近隣に仮設園舎を建設し、移転予定）
宮前区	菅生保育園（令和7年度に地域子育て支援センターすがおに移転予定）

※詳細は、33ページ以降の「川崎市公立保育所・認可保育所・認定こども園一覧」をご覧ください。

### ＜保育所等における台風等による風水害への対応について＞

台風等による風水害の発生が予測される場合には、児童・保護者・保育者の安全確保のため、保育所等が臨時休園となる場合があります。また、保育所等の立地している地域の状況により、避難等の風水害への対応が異なります。詳細は各施設にお問合せください。

※公立保育所の対応については、川崎市ホームページ(こども・子育て)の  
川崎市保育園掲示板をご参照ください。

川崎市保育園掲示板URL

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/17-2-21-6-9-0-0-0-0.html>



## 2 認定こども園(保育所部分) (5ページ参照)

### (1) 受入年齢

入園日時点で、0歳(原則、生後5か月)から小学校就学前までのお子さんが対象となりますが、園によって受入年齢が異なりますので、詳しくは、33ページ以降の一覧の該当園(【認定こども園】の表示有)をご覧ください。  
なお、令和8年4月1日時点の各受入年齢に該当する生年月日は、表紙をご覧ください。

### (2) 開園日

施設類型	開園日
幼保連携型	月曜～土曜（日曜、祝日、年末年始は休みです。）
幼稚園型	月曜～金曜（土曜、日曜、祝日、年末年始は休みです。） ※ただし、土曜開園を行う幼稚園型の園もありますので、重要事項説明等にてご確認ください。

なお、日曜、祝日の休日保育が必要な場合は、62ページをご覧ください。

### (3) 開園時間・コアタイム

幼保連携型・幼稚園型ともに、開園時間は7:00～18:00（又は7:30～18:30）です。

各園の開園時間については、33ページ以降の一覧の該当園(【認定こども園】の表示有)の欄をご覧ください。

また、コアタイムとは、上記開園時間のうち、各園の中心となる保育時間をいいます。保育必要量の認定において、「保育短時間」の認定を受けたお子さんが、コアタイムの範囲外で保育を利用する場合には、延長保育の扱いとなります。なお、コアタイムは以下の表のとおりですが、各園の取扱いについては、園にご確認ください。

施設類型	開園時間	コアタイム
幼保連携型	7:00～18:00(又は7:30～18:30)	8:30～16:30(又は9:00～17:00)
幼稚園型		

### (4) 延長保育

通常の開園時間では、保護者が、勤務時間や通勤時間などの事情により、お子さんを送り迎えできない場合に、ご利用いただけた制度です。川崎市内の全ての認定こども園で実施しています。

#### ア 延長保育時間

各園の延長保育時間は、33ページ以降の一覧の該当園(【認定こども園】の表示有)の欄をご覧ください。

○「標準時間認定」を受けた方の延長保育の取扱い

施設類型	延長保育時間
幼保連携型	『開園時間 7:00～18:00の園』 18:00～20:00 『開園時間 7:30～18:30の園』 7:00～7:30の朝延長及び18:30～20:00
幼稚園型	『開園時間 7:00～18:00の園』 18:00～20:00の範囲で、30分単位で設定 『開園時間 7:30～18:30の園』 7:00～7:30の朝延長及び 18:30～20:00の範囲で、30分単位で設定

ただし、0歳児クラスの延長保育及び土曜の延長保育を実施していない園もありますので、見学時や重要事項説明等にてご確認ください。

○「保育短時間」の認定を受けた方の延長保育の取扱い

原則として28ページの延長保育利用イメージのとおり、その前後30分単位で、下記の延長保育料（補食代実費相当額を除く。）による延長保育扱いとなります。

#### イ 申込方法・延長保育料

園にお申し込みください。延長保育の実施決定は、園の承諾が必要です。月齢等によっては、入園と同時にご利用いただけない場合があります。詳細な利用条件等は園の見学時・重要事項説明等にて、ご確認ください。

また、延長保育料の取扱いは、認可保育所と同様です。28ページをご覧ください。

### (5) 障害児保育

認可保育所と同様です。29ページをご覧ください。

#### 〈認定こども園の利用者負担について〉

認定こども園では、認定区分に関わらず、入園金や、上乗せ徴収（特定負担額）及び実費徴収を行う場合がありますので、利用を希望する場合は、必ず事前に認定こども園に確認を行ってください。

















## 4 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）（5ページ参照）

### （1）受入年齢

原則として、0歳～2歳児を対象としています。卒園後の3歳児からは連携施設などへの優先利用調整を行います。優先利用調整の実施については、卒園年度の8月頃に該当する保護者の方に直接お知らせいたします。

### （2）連携施設について

地域型保育事業では、連携施設（認可保育所等）を設定し、保育内容の支援や、3歳児以降の卒園後の受入れなどを調整することとしています。

なお、卒園後の受入れについては、連携施設のみでは卒園後の受入枠を確保することが困難なため、近隣の認可保育所等を協力施設として、優先利用調整を行います。

また、家庭的保育事業では、家庭的保育者の病気等による休園の際に連携施設において代替保育も実施します。各事業類型別の連携施設における連携内容は次のとおりです。

事業類型	保育内容の支援	代替保育	卒園後の受入
小規模 保育事業	A型	すべての事業類型で実施 (集団保育の提供、合同健診、 保育に関する相談・援助など)	連携施設及び協力施設にて優先利用調整実施
	B型		
	C型		
事業所内保育事業			
家庭的保育事業		家庭的保育者の病気等 による休園の際に連携 施設において実施	連携施設で優先利用調整 実施
居宅訪問型保育事業	障害、疾病等の状態に応じた 適切な専門的支援の提供		

※事業所内保育事業の連携施設などへの優先利用調整は、地域枠の利用児童のみとなっています。

※各施設類型の概要については、5ページをご確認ください。

#### ＜連携施設が幼稚園・認定こども園の場合＞

卒園後に連携先の幼稚園に入園する場合、認定区分に関わらず、入園時に入園金等、入園後に利用に応じた預かり保育料その他の実費等を徴収する場合があります。また給食については、毎日提供されない場合があります。

卒園後に連携先の認定こども園に入園する場合も、入園時や毎月の保育料徴収時に、制服代や施設整備等に充てるための上乗せ徴収が行われる場合があります。

利用を希望する場合は、必ず事前に確認を行ってください。

### （3）優先利用調整について

卒園後の受入れを行う連携施設が設定されていない地域型保育事業実施施設については、卒園後も引き続き保育を必要とする場合、受入可能な近隣の認可保育所（協力施設）を中心に卒園児受入枠を設け、優先利用調整を行っています。ただし、横浜市を除く市外在住者及び2歳児クラスに7月以降入所した方は原則、優先利用調整の対象とはなりません。なお、協力施設及び卒園児受入枠は、年度ごとの入所状況等により異なります。また、優先利用調整においては、医療的ケア児の優先的な取扱い、保育士等の子どもの優先的な取扱い及びきょうだい同園希望の指数7について適用しません。

#### ＜優先利用調整を希望しない場合＞

家庭の状況等により、優先利用調整を希望しない場合は、利用調整基準別表2(21ページ)の「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」（指數7点）を適用し、利用調整にあたっての優先度を高めることとします（2歳児クラスに7月以降入所した場合を除く。）。

ただし、卒園後の受入れを行う連携施設が設定されている地域型保育事業を卒園後、連携施設とは別の保育所等への入所を希望される場合には、利用調整にあたり、利用調整基準別表2「地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合」（指數2点）の適用となります。

#### ＜連携施設・協力施設について＞

連携施設及び協力施設の設定については、保育所等の整備状況等により変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### ＜優先利用調整対象児童の保護者の育児休業の取扱いについて＞

優先利用調整の希望によらず、4月入所時に限り育児休業中（年少の児童等に係るもの）であっても継続入所が可能ですが、ただし、対象児童以外の他のきょうだいの保育所等入所を伴う場合は、育児休業からの復職が必要となります。







## (7) 事業所内保育事業

企業や医療機関などの従業員対象の保育施設の定員の一部を地域枠として開放しお子さんを受入れます。定員が19人までの施設は小規模保育事業A型又はB型、定員が20人以上の施設は認可保育所の運営基準が適用されます。

### ア 開所日及び開所時間

原則、月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始は休みです。）

7:00～18:00（又は7:30～18:30）

※当該事業の勤務形態の関係で異なる場合がありますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

### イ 延長保育・コアタイム・障害児保育など

いずれも認可保育所と同じ基準です。詳細は27～29ページをご覧ください。

### ウ 保育料

施設類型により、保育料金額表(49ページ)における適用区分が異なります。

●さいわい保育園、それいゆ保育園 → 事業所内保育（保育所型）

●川崎らしくる保育園、ヤクルト鹿島田保育園、

ヤクルト高津保育園、ヤクルト百合ヶ丘保育ルーム → 事業所内保育（小規模型）

「卒園後の受入枠」が「有」となっている事業所は、卒園後の受入れを行う連携施設が設定されています。それ以外の事業所は、卒園後の受入れを行う協力施設を設定する予定です。（42ページ上部参照）

※卒園後の優先利用調整の対象は、地域枠の利用児童のみとなっています。

当該事業所の川崎市内在住の従業者のお子さんで、従業員枠で入所されている場合は、卒園後の利用調整において、利用調整基準別表2(21ページ)の「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」(指数7)の項目を適用します。

令和7年9月1日現在

施設名	所在地	電話番号	定員(地域枠)	受入年齢	開所日・時間(延長保育時間)	連携施設又は協力施設	卒園後の受入枠
川崎らしくる保育園	川崎区日進町5-1	589-6360	19(14)	5か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～19:00)	幸いづみ保育園	
さいわい保育園	幸区都町36-11	533-1539	30(7)	6か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～20:00)	女神社こども園	有
ヤクルト鹿島田保育園	幸区下平間131	533-4766	19(10)	1歳児～	月～金 7:30～18:30 (18:30～19:00)	ミアヘルサ保育園 ひびき鹿島田	
ヤクルト高津保育園	高津区二子5-3-10	844-0822	12(6)	12か月～	月～金 7:30～18:30 (18:30～19:00)	二子保育園	
それいゆ保育園	麻生区細山1203	959-3003	25(16)	5か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～19:00)	高石保育園	
神奈川東部ヤクルト販売 (株)百合ヶ丘保育ルーム	麻生区高石3-13-5 101・102	080-4777- 6871	12(8)	6か月～	月～土 7:30～18:30 (18:30～20:00)	高石保育園	

## (8) 居宅訪問型保育事業

川崎市における居宅訪問型保育事業は、医療的ケア等の疾病、障害により、集団保育が困難なお子さんを対象に、そのご自宅に訪問し1対1の保育を行う事業です。

利用にあたっては、必ず事前に、お住まいの区の区役所又は「医療的ケアに関するお問い合わせ先」(29ページ)までご相談ください。

施設名	受入年齢	受入可能日・時間
障害児訪問保育アニー	おおむね 満1歳～	《保育士派遣型》 月曜～金曜 1日最大8時間まで 《看護師派遣型》 月曜～金曜 週3～4日で週最大12時間まで

## IV 保育料について

### 1 幼児教育・保育の無償化

国による幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3歳児から5歳児までのお子さんと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までのお子さんの保育料は無料となります。

3～5歳児の副食費は主食費に加え、各施設で実費徴収します。詳しくは、各施設にご確認ください。副食費の金額(月額)は、川崎市では、4,500円を目安としています。

また、延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象外です。

年齢区分	保育料	副食費
0歳児～2歳児	世帯の市民税に応じて算定（※1）	徴収なし（保育料に含まれる）
3歳児～5歳児	無料	徴収あり（※2）

※1 非課税世帯及び第3子以降の保育料は無料です。

※2 保育認定を受けた子どもの副食費は、非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満（ひとり親等は77,100円以下）世帯、第3子以降（第1子・第2子ともに保育所等を利用する児童）は徴収を免除します。なお、副食費の免除対象者には市からお知らせします。

### 2 保育料の算定

0～2歳児の保育料は世帯の状況や市民税所得割の合計額に応じて決定される保育料階層、入所施設等に基づき算定されます。49ページの保育料金額表を参考にしてください。

また、令和8年度の算定根拠となる市民税の対象年度については、下表をご覧ください。

4月～8月	9月～翌3月
令和7年度の市民税所得割相当額の合計額 (令和6年1月～12月の所得)	令和8年度の市民税所得割相当額の合計額 (令和7年1月～12月の所得)

#### （1）算定の基礎（市民税所得割相当額）について

保育料の算定では、市民税額のうち、市民税所得割額を基礎としますが、配当控除、住宅借入金等特別額控除（住宅ローン控除）、市町村等に対する寄附金税額控除（ふるさと納税など）等の控除の適用はありません。

また、平成30年度から、道府県から政令指定都市への税源移譲により、政令指定都市の住民税は税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の算定にあたっては、従前の税率6%相当に換算の上、計算します。

これらを踏まえて計算した額を『市民税所得割相当額』としており、世帯（父母）の市民税所得割相当額の合計、入所施設の種別、きょうだい減免等により保育料を決定します。

なお、父母の収入が生活保護水準以下となる世帯については、同居している祖父母等の市民税所得割相当額を算定に含む場合があります。

＜海外収入がある場合の保育料の算定について＞

海外収入がある場合は、国内外の収入を合算した金額から市民税所得割相当額を推計して保育料を決定します。

＜特別税額控除（定額減税）について＞

個人住民税の特別税額控除（定額減税）については、適用した市民税所得割相当額を計算します。

#### ＜市民税所得割相当額の計算式＞（参考）

$$\{ (\text{税額控除前市民税所得割額}) - (\text{特別税額控除額}) - (\text{調整控除額}) - (\text{調整額}) \} \times (6/8) \\ = (\text{市民税所得割相当額})$$

#### ＜保育料の算定に関する注意事項＞

- ・保育所等は原則、月の初日を入所日としており、保育料の算定は月単位となります。
- ・病気やご家庭の事情などにより登園できない場合であっても、月のうち1日でも在籍していれば保育料（月額）がかかります。
- ・単身赴任等で川崎市に保護者の住民登録が無い場合であっても、保育料算定の対象となります。
- ・市民税が未申告の方は、保育料が最高階層となる場合がありますので、収入がない方であっても、市民税の申告は必要です。
- ・保育所等によっては、主食代等のその他諸費用（実費徴収）がかかる場合がありますので、事前に各保育所等の重要事項説明でご確認ください。
- ・転居等により月途中で利用終了（退園）する場合は、保育料は日割り計算となります。

## (2) きょうだい減免について

川崎市では、保育所等の保育料のきょうだい減免について、令和6年度から制度を拡充しており、きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています（幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます）。なお、保護者とお子さんが住民票上別世帯となっている場合や、19歳以上のお子さんがいる場合などについては、減免を受けるために、申立書等の提出が必要となる場合があります。

世帯の状況	減免内容	
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童	無料
上記以外の世帯	第2子	半額
	第3子以降	無料

※延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用はきょうだい減免の対象とはなりません。

## (3) ひとり親世帯等への経済的負担の軽減について

### ひとり親世帯等（※）への対応

市民税所得割相当額が77,100円以下の場合、保育料が無料となります。

※ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属するものが以下に該当する世帯をいいます。

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・療育手帳制度実施要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

## 3 保育料の納入

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設・事業	保育料の納入方法	納入先
公立保育所、認可保育所	口座振替又は納入通知書払い	川崎市（※）
認定こども園		
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	施設が定める方法	施設

※お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

公立保育所、認可保育所の保育料は利用月の当月末日が納期限（口座振替日）となります（末日が金融機関の営業日でない場合は翌営業日）。なお、納期限までに納入がない場合には、延滞金が発生することがあります。

### (1) 口座振替払い

原則として、口座振替による納付をお願いしています。各区役所又は川崎市内各公立保育所・認可保育所で『口座振替納付(自動払込)依頼書』を配布していますので、ご希望の金融機関にご提出ください（手続きはお子さんごとに必要となりますのでご注意ください。）。また、Web上でも手続き可能です（詳細は川崎市ホームページで「Web口座振替受付サービス」と検索）。口座振替の手続きについては申し込み後、2か月程度かかります。また、4月から5月にかけては件数が非常に多く、口座登録完了まで通常よりも時間を要します。

口座振替の手続き完了後、口座振替が開始する旨を通知いたします。それまでの間は、納入通知書払いとなりますので、ご了承ください。

## (2) 納入通知書払い

口座振替による納付が困難な場合及び口座振替開始までの間については、毎月下旬頃、ご自宅あてに納入通知書（コンビニでも支払い可能）を郵送いたします。（代表保護者（納入義務のある方）の名義あてに送ります。）  
なお、モバイルレジ（※）及びモバイルレジクレジットによるお支払いもご利用いただけます。  
詳しくは川崎市ホームページ（こども・子育て）をご確認ください。  
※モバイルレジ…納付書のバーコードをスマートフォンで読み取り、自宅や外出先から簡単にお支払いができるサービス

### ＜保育料が未納の場合の対応について＞

保育料は、保育所を運営するための費用にあてられる大切なものです。

保育料を納入期限までにお納めいただけない場合には、法令の規定により、給料・預貯金など財産の差押処分を実施します。

なお、川崎市の保育料徴収においては、原則、生計の中心者（世帯内で最も収入の高い保護者）を納入義務者とみなし、納付に関する通知や滞納処分等も納入義務者あてに行ってています。

## 4 保育料の変更・減免

### (1) 保育料の変更

結婚や離婚などにより世帯の所得に変更があった場合や市民税の修正申告を行った場合などは、保育料が変更となることがありますので、各区役所にお問い合わせください。ただし、修正申告等により、税額の変更が生じた場合であっても、変更される保育料は現年度分に限りますので、ご注意ください。

### (2) 保育料の減免

本人の責に帰さない倒産等による失業・疾病・罹災等の不測の事態により、著しい収入の減少や支出増加（ともに前年又は前々年※の3割以上）があり、保育料の納入が困難となった場合には、保育料が減免される場合がありますので、各区役所までお問い合わせください。

なお、保育料の変更・減免は、申請のあった月の翌月からの適用となります。

※「前年又は前々年」とは保育料の算定根拠となる年となります（1月から8月までは前々年、9月から12月は前年との比較となります。）。













## 第3章 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用について

### 1 施設の概要

さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる学校教育施設です。

受入年齢	3歳児～5歳児
開園日	月曜日～金曜日 夏休みや冬休みなどの長期休業期間があります。
教育時間	1日4時間を標準とします。
預かり保育	教育時間の前後、長期休業日等に、預かり保育を実施している園があります。 園によっては、就労家庭の在園児の長時間預かりを定額の保育料で実施しています。

なお、子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）と、私学助成を受ける幼稚園とでは、認定区分、申請書及び保育料が異なります。

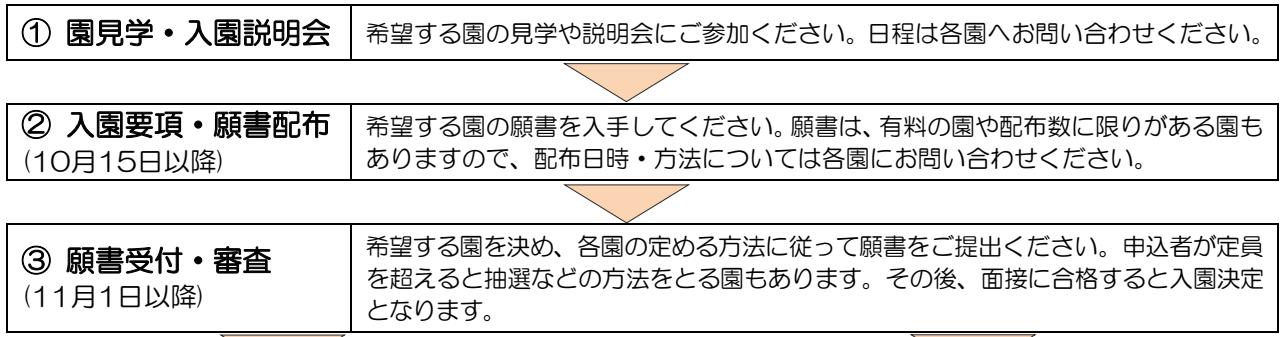
施設類型	制度別種類	認定区分
幼稚園	施設型給付制度（新制度以降園）	教育・保育給付認定（1号認定）
	私学助成制度	施設等利用給付認定（新1号認定）
認定こども園（幼稚園部分）	一	教育・保育給付認定（1号認定）

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育の無償化については、施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けた方が対象となります。

※認定こども園（保育所部分）については32ページをご覧ください。

### 2 入園までのながれ

※認定こども園の1号認定児(幼稚園利用)として入園される場合を含みます。



#### 施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

④ 教育・保育給付認定（1号認定）申請書及び施設等利用給付認定（新2号・新3号申請希望者のみ）申請書の提出 (11月予定)(11月予定)

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して教育・保育給付認定申請書及び施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園にご提出ください。園で申請書をまとめて区役所及び川崎市幼保無償化事務センターに送り、市で内容を確認します。教育・保育給付の場合は教育・保育給付認定決定通知書を交付します。なお、施設等利用給付認定申請書は保育の必要性があり、預かり保育を利用する場合にのみ提出が必要です。

#### 従来制度（私学助成）の私立幼稚園

④ 施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）申請書の提出 (11月予定)

入園の内定を受けた新入園児については、園を通して施設等利用給付認定申請書を受け取り、必ず入園前に園にご提出ください。園で申請書をまとめて川崎市幼保無償化事務センターに送り市で内容を確認します。

⑤利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定通知書の受領 (令和8年3月予定)

教育・保育給付認定を受けた子どもの利用者負担額等決定通知書及び施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。

⑤施設等利用給付認定通知書の受領 (令和8年3月予定)

施設等利用給付認定を受けた子どもの認定通知書を交付します。

※川崎市外の幼稚園又は認定こども園に入園を希望し、その施設が新制度の給付対象となる（新制度への移行予定を含む）幼稚園又は認定こども園の場合、入園が内定しましたら、園を通して川崎市へ教育・保育給付認定申請等を行い、教育・保育給付認定決定通知書等を川崎市から交付します。ご不明な点は川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当(Tel044-200-3179)までお問い合わせください。

### 3 費用負担

園によっては、保育料の他に、その他の諸費用（入園金・上乗せ徴収・実費徴収）がかかる場合がありますので、必ず事前に園に確認してください。無償化の制度の詳細等については、市ホームページでご案内しています。また、川崎市幼保無償化事務センター専用ダイヤル(電話：044-246-2025 平日 10：00～19：00)で問合せを受け付けています。

#### (1) 保育料

子ども・子育て支援新制度の施設型給付の対象となる幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)と、私学助成を受ける幼稚園で、保育料の取扱いが異なります。

##### ア 施設型給付幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

世帯の所得に関わらず、3歳以上（※）のすべての園児の保育料は無料です。

特定負担額（上乗せ徴収）や各園が実費で徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外です。

※ 満3歳児については、通常の幼稚園教育と同じ日数・時間数のクラスの園児の保育料が無料となります。

##### イ 従来制度(私学助成)の私立幼稚園

月額 25,700 円を上限額として無償化（上限額を超える費用については保護者負担）します。

園が実費徴収している費用（教材費、通園バス費、給食費、行事費等）は無償化の対象外です。

#### (2) 預かり保育の保育料

##### ア 無償化の対象者

保育の必要性の認定を受けた方（共働き世帯等、保育所の2号認定と同等(8ページ参照)）。

##### イ 無償化の範囲

園に納付した預かり保育料に応じて、1日あたり 450 円、月額 11,300 円までの範囲で無償化

※ 幼稚園が実施する預かり保育の、教育時間を含む平日の実施時間が8時間未満又は年間実施日数が 200 日未満の場合、さらに認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象（上限額は預かり保育利用料とあわせて月額 11,300 円）

※ 満3歳児については、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の園児を対象として、利用実態に応じて、1日あたり 450 円、月額 16,300 円までの範囲で無償化

##### ウ 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助

地域型保育事業等（2歳児までの受入施設）の卒園児が幼稚園・認定こども園で実施する幼稚園型一時預かりを利用した場合、預かり保育の利用料のうち、（2）イの無償化の範囲を超える利用料に対して月額5,000円を上限に補助

※ 幼稚園型一時預かり事業実施園については、次ページの施設一覧を参照ください。

#### (3) 給食費について

幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）が給食を提供する場合、非課税世帯、年収 360 万円未満相当（市民税所得割額 77,100 円以下）世帯の全ての子ども、第3子以降の子ども（※）を対象として、費用の一部を補助します。詳細な手続きについては、各施設からご案内します。

※ 第3子以降の子どもとは、小学校3年生以下の年長の子どもから順に3番目以降の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を利用している子どもをいいます。

#### (4) 申請手続き

手続きに必要な申請書等は、幼稚園を通して配布します。

なお、施設型給付幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)の園児で、（2）（3）の対象とならない場合は、手続きは不要です。ご不明な点は川崎市こども未来局（保育・幼児教育部幼児教育担当(Tel044-200-3179)までお問合せください。





## 第4章 多様な保育ニーズに応じたその他の保育事業について

### 1 一時保育

保育所等の施設に通われていない児童の保護者が就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て負担の軽減やリフレッシュなどのため、お子さんを家庭で保育できない場合に、週3日以内又は月64時間に満たない範囲で一時的に、保護者に代わって保育をする制度です。

#### (1) 利用条件

- 保育所等に入所させていないお子さんの保護者が、次のいずれかにより、一時的に家庭で保育できない場合
- ア 保護者が就労や就学などを行っている場合(非定型的保育／週2～3日)
  - イ 保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合(緊急・一時保育／週1日程度)
  - ウ 保護者が病気で入院や、冠婚葬祭などの場合(緊急・一時保育／連続して14日まで)
  - エ 保護者の子育て負担の軽減やリフレッシュ(買物・映画等)などを図る場合  
(緊急・一時保育／週1日程度)

一時保育事業は、通常保育の実施対象とならない児童を対象とした制度ですので、基本的には保育所等の施設に通っていない児童が対象となります。ただし、幼稚園の夏休み期間で一時的に保育が必要になった場合は、利用できる場合がありますので、実施施設にご相談ください。

#### (2) 利用定員

非定型的保育、緊急・一時保育 合わせて12人くらいまで

#### (3) 利用料 (市で設定した上限金額です。各施設で個別に設定している場合があります。)

◎川崎市において設定した金額

年齢区分	1歳未満児	3歳未満児	3歳以上児
利用料	日額 2,900円	日額 2,500円	日額 1,500円

昼食・おやつ代などについては、各施設へお問い合わせください。

※利用料は当該年度4月1日時点の年齢によりますが、1歳未満児については、1歳の誕生日の前日まで適用されます。

※市内在住者に限り、市民税非課税世帯・年収360万円未満世帯・被保護世帯・里親に委託されている児童・ひとり親(児童扶養手当受給)世帯・多胎児(双子や三つ子など)は、利用料が無料となります(実費相当分を除く。)。ただし、多胎児については、就労以外の緊急・一時保育に限り利用料が無料となります。被保護世帯は、利用する児童の昼食・おやつ代等実費負担について日額500円を上限として無料となります。

※市内在住者に限り、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、一時保育の利用料が第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児で、利用するお子さんが保育の必要性の認定(施設等利用給付認定、8ページ参照)を受けている場合には、月額37,000円を上限に利用料が無償化対象となります(無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます)。

#### (4) 申込方法

事前登録制です。各施設に実施状況等を確認の上、直接お申し込みください。なお、希望者が多く利用することができない場合もありますのでご了承ください。ご不明な点は川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課(TEL044-200-2662)までお問い合わせください。

また、令和8年1月からインターネット上で空き状況の確認や予約ができるシステムを導入予定です。これにより、令和8年1月から事前登録の方法も変わります。詳細は、12月頃に以下のホームページにて公開予定です。

(一時保育HP) <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030702.html>





令和7年9月1日現在

	施設名	所在地	電話番号	保育時間	受入年齢
宮前区	西有馬おひさま保育園	有馬1-8-6	855-2121	8:30~17:00	5か月~
	健爽学園ゆりかご幼稚園	犬藏1-19-16	863-9255	8:30~17:00	1歳~
	グリーンフォレスト神木保育園(★◆)	神木本町2-5-5	871-7010	8:30~17:30	5か月~
	みなみすがお保育園	菅生4-4-1	863-8741	8:30~17:00	5か月~
	宮前空翠保育園	土橋1-2-3	855-8820	8:30~17:00	5か月~
	宮前区保育・子育て総合支援センター 土橋保育園	土橋2-14-1 (宮前区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	855-2887	8:30~17:00	5か月~
	さぎ沼なごみ保育園	土橋3-1-6	871-7538	8:30~17:00	10か月~
	たつのこのはら保育園	土橋4-7-1	920-9200	8:30~17:00	6か月~
	もものか保育園	馬絹1-9-2	860-2781	8:30~17:00	概ね1歳~
	こどものいえもも保育園	馬絹1-24-9	860-2415	8:30~17:00	10か月~
	ティンクルくぬぎ坂保育園	南野川13-28-11	920-9611	8:30~17:00	5か月~
	すきつぶ保育園(★)	宮崎2-1-1 2階	877-6215	8:30~17:00	概ね1歳~
	アスク宮前平保育園	宮前平2-11-6	854-4855	8:30~17:00	5か月~
	みやまえの杜保育園	宮前平3-9-1	872-7455	8:30~17:30	10か月~
多摩区	多摩区保育・子育て総合支援センター 土渕保育園	生田2-14-5 (多摩区保育・子育て総合支援センター 1・2階)	933-8951	8:30~17:00	5か月~
	登戸ピノキオ保育園	生田2-20-23	819-5581	8:30~17:00	5か月~
	そらまめ保育園(本園)	宿河原1-1-32	299-8760	8:30~17:00	5か月~
	西しゅくマーノ保育園	宿河原2-19-6	933-1152	8:30~17:00	離乳食完了後
	保育園アリス宿河原	宿河原3-13-9	455-5211	8:30~17:00	5か月~
	ひばり保育園	宿河原6-46-6	811-1255	8:30~17:00	概ね1歳~
	菅の子愛児園	菅稻田堤1-3-16	945-2333	8:30~17:00	5か月~
	星の子愛児園	菅稻田堤1-17-25	944-1515	8:30~17:00	4か月~
	KFJ多摩なのはな保育園	登戸2249-1	930-1261	8:30~17:00	離乳食完了後、歩行可
	中野島フレンズ保育園(◆)	布田18-25	944-9288	8:30~17:00	離乳食完了後、歩行可
麻生区	三田かしのみ保育園	三田1-18-3	932-2111	8:30~17:00	1歳 かつ離乳食完了後、歩行可
	すぎのこ保育園	岡上1-15-6	988-3415	9:00~17:00	1歳 かつ離乳食完了後
	あさのみ保育園	上麻生3-22-14	969-5403	8:30~17:00	離乳食完了後
	はじめの一歩保育園	上麻生7-41-5	981-5105	8:30~17:30	1歳 かつ離乳食完了後
	社会福祉法人横浜悠久会 白鳥保育園	白鳥1-17-2	987-8206	8:30~17:00	概ね1歳~
	はるひ野保育園	はるひ野2-7-1	281-8787	8:30~17:00	概ね8か月~
	くろかわのぞみ保育園	はるひ野4-7-1	819-7481	8:30~17:00	概ね7か月 かつ離乳食中期
	至誠館ゆりがおか保育園	百合丘1-18-3	966-5858	8:30~17:00	6か月~

\*表中の(★)は記載以外に保育時間の延長、(◆)は土曜保育を実施している施設です。延長時間や延長料金等、詳細は各園にお問合せください。  
 \*表中の(◇)は土曜保育を実施していますが、利用条件は、就労に係るものとなりますので、利用に際しては必ず施設にお問合せください。

## 2 休日保育

保育の認定を受けたお子さんが、普段、保育所等又は川崎市内の認可外保育施設を利用しておらず、日曜や祝日にも保護者が就労等をし、お子さんを家庭で保育できない場合に、ご利用いただけます。

なお、休日保育の利用にあたっては、連続7日間以上の保育所等の利用とならないよう、原則、利用した週の月～土曜日の間で、普段通う保育施設をお休みする日(代替休日)を設定し、保護者がお子さんを保育してください。

### (1) 対象児童

次のいずれも満たすお子さんが利用できます。

- 川崎市内にお住まいで、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定、7～8ページ参照）を受け、保育所等又は川崎市内の認可外保育施設に通園していること（ただし、川崎市外にお住まいで、市内の保育所等に通所しているお子さんを含む。）
- 日曜・祝日においても、保育が必要と認められること（原則、保育を必要とする事由が平日と同じであること）
- 離乳食が完了していること

※食物アレルギーへの対応や、特別な配慮を要するお子さんについては、事前に各休日保育実施施設にご相談の上、お申込みください。

※原則、育児休業中の方は利用できません。

※新入園児は「ならしなれ保育」が終了してからの利用となりますので、原則、入所した月は休日保育を利用できません。

### (2) 実施日・利用時間

日曜日・祝日（振替休日を含む）の8：00～18：00

※ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

### (3) 利用料金

新たな保育料は発生しません。ただし、保育料の滞納がある場合は利用できません。

また、3歳以上のお子さんの主食代など、別途実費相当額をいただく場合があります。

（3歳以上のお子さんの副食代は、普段通う保育施設の副食代に含まれています。）

### (4) 申込方法

事前登録制です。普段通う保育所等又は認可外保育施設に申し出て、休日保育利用登録申請書、離乳状況・食物アレルギー確認書、児童票、健康記録票を受領し、教育・保育給付（又は施設等利用給付）認定決定通知書と休日勤務証明書を添付の上、お子さんを連れて、休日保育実施施設に直接お申し込みください。

利用申込は、利用を希望する月ごとのお申し込みとなります。具体的な利用日、保育時間等は、空き状況により、休日保育実施施設が決定します。

### (5) 実施施設

施設名	所在地	電話番号	定員
のぞみ保育園	川崎区富士見1-6-10	223-2229	10人
YMCAかわさき保育園	幸区大宮町26-3 3号棟102	520-1825	10人
かしまだ保育園	幸区下平間1-10	200-4991	10人
すみれ保育園	中原区木月住吉町1-12	430-5544	10人
緑の杜保育園	高津区下作延2-6-3	866-6914	10人
さぎ沼なごみ保育園	宮前区土橋3-1-6	871-7531	10人
K F J多摩なのはな保育園	多摩区登戸2249-1	930-1261	12人

### 3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童を対象に、1人当たり月10時間の利用を上限として保護者に代わって保育をする制度です。

※一時保育との併用が可能です。

※制度概要は令和7年度時点のものであり、令和8年度については給付制度化に伴い、実施内容に変更がある可能性があります。

※令和8年度以降は給付制度化に伴い、（仮称）乳児等のための支援給付認定を受けることが必要となる予定です。

#### (1) 利用条件

次のすべてにあてはまるお子さんが対象です。

- ・川崎市内に在住
- ・0歳6か月から満3歳未満まで（3歳になる前々日まで）
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない

#### (2) 利用時間

1人当たり月10時間の利用を上限とします。

※各施設により実施日及び受け入れ可能な時間が異なります。

#### (3) 利用料

1時間あたり300円程度

※施設により利用料金が異なります。給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

※施設によっては、その他の実費負担が生じる場合があります。



#### (4) 申込方法

各実施施設にお申し込み・お問い合わせください。

※実施施設等の詳細については川崎市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000175085.html>

## 4 病児・病後児保育事業

お子さんが病気や病気の治りかけのため、保育所等又は小学校に通うことができないときに、保護者に代わって一時的にお子さんをお預かりする制度です。

- 病児保育…… 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない病初期からお預かりします。
- 病後児保育… 病気の回復期からお預かりします。

### (1) 対象児童

川崎市（又は本市と相互利用協定を締結している横浜市及び町田市）に在住する、生後5か月から小学3年生までの、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設等を利用又は小学校等に就学している児童（保育所等の一時保育を利用している方、認定こども園・幼稚園の預かり保育を利用している児童も含む）

### (2) 開所日及び保育時間

月曜日～金曜日 8：00～18：00 （土曜、日曜、祝日、年末年始はお休みです。）

### (3) 1日あたりの利用料金(昼食・おやつ代含む)

世帯区分	生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	児童扶養手当受給世帯	その他世帯
利用料	400円	1,000円	1,000円	2,900円

※幼児教育・保育の無償化により、利用するお子さんが保育の必要性の認定（施設等利用給付認定、8ページ参照）を受けている場合には、3～5歳児は月額37,000円、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円を上限に保育料が無償化対象となります（無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます）。

※公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業（標準的な預かり）を利用されている場合は、病児・病後児保育は無償化の対象外です。

### (4) 利用方法

利用にあたり、まず各施設において、事前の利用の登録を行う必要があります。ただし、緊急の場合は当日の登録でも構いません。

お子さんが病気等で利用が必要となった場合は、各施設へ電話等で予約をし、かかりつけの医師が記載した「主治医指示書」をご持参ください。

また、予約後の病状回復等により、キャンセルする場合はできるかぎり速やかにお願いします。

※「主治医指示書」が、かかりつけの医療機関に無い場合は当該医療機関あてに送りますので、各施設にご相談ください。

※お子さんの病名・症状によっては、お預かりできない場合や隔離室で保育する場合がありますので予約の際にお子さんの病状等を説明してください。

### (5) 病児・病後児施設一覧

令和7年9月現在、次の7施設で病児・病後児保育を実施しています。

施設名	所在地	電話番号	利用定員(※)	病児／病後児
エンゼル川崎	川崎区藤崎1-1-3	201-6937	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル幸	幸区柳町55-3	555-6741	8人（隔離室1室）	病後児保育
エンゼル中原	中原区新城3-5-1	872-9137	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル高津	高津区二子5-1-5	833-8872	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル宮前	宮前区土橋7-25-15	789-9117	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル多摩	多摩区中野島3-15-10	922-8724	12人（隔離室2室）	病児保育
エンゼル麻生	麻生区栗木台1-2-5	455-5473	12人（隔離室2室）	病児保育

※「利用定員」の（ ）内は、感染症児のための隔離室の部屋数です。

## (6) 市外施設の利用

川崎市では、横浜市及び町田市と施設の相互利用協定を締結しているため、市内在住の方が横浜市や町田市の病児・病後児保育施設を利用することが可能です。詳細は、川崎市のホームページをご確認ください。

病児保育 : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000056804.html>



病後児保育 : <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000030759.html>



## 5 ふれあい子育てサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を行いたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録をし、会員相互により育児援助活動を行う制度です。保育所入所の有無にかかわらず利用できます。制度の概要は次のとおりです。

### (1) ふれあい子育てサポートセンター

会員登録の受付、育児援助活動の調整などを行っています。

施設名	担当区	所在地	電話番号
ふれあい子育てサポートセンター・あいいく	川崎区 幸区	川崎区本町1-1-1 川崎あいいく保育園内	222-7555
ふれあい子育てサポートセンター・タック	中原区	中原区宮内2-15-15 川崎市中部地域福祉事業所 TACK内	948-8915
ふれあい子育てサポートセンター・たまご	高津区 宮前区	高津区溝口4-19-2 みそのくち保育園内	811-5761
ふれあい子育てサポートセンター・SORA(そら)	多摩区 麻生区	多摩区菅稻田堤1-11-8 厚生館愛児園内	455-6600

### (2) 利用条件

会員登録が必要です。会員には、川崎市内在住で次の要件を満たす方は、どなたでもなれます。また、両方の会員になることもできます。

#### <子育てヘルパー会員>

心身ともに健康で、援助活動に熱意と理解のある20歳以上の方で、ふれあい子育てサポートセンターが実施する研修を受講された方。(子育て支援員研修のファミリー・サポート事業のコースを修了した方及び、川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業の家庭生活支援員の方は、研修が免除されます。)

#### <利用会員>

生後4か月～小学校6年生のお子さんと同居している方

### (3) 援助活動の内容

- ア 通院、残業、講座の受講や、子育て中のリフレッシュなどのためのお子さんの一時預かり(お預かりするのは、原則、子育てヘルパー会員の自宅、こども文化センター又は地域子育て支援センターになります。)
- イ 保育園、幼稚園などへのお子さんの送迎

※ただし、お子さんが病気療養中である時や発熱等による施設への急なお迎え、投薬などの医療行為、宿泊を伴う援助は、お断りしています。

### (4) 利用料金

利用時間	利用料金
平日の8:00～18:00	1時間あたり800円
平日の上記以外の時間帯	1時間あたり900円
土曜・日曜・祝日・年末年始の全時間帯	

上記利用料金は、利用会員から直接子育てヘルパー会員にお支払いいただきます。

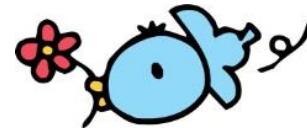
※幼児教育・保育の無償化により、利用するお子さんが保育の必要性の認定（教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定、7～8ページ参照）を受けている場合には、「預かり」を伴う援助活動に限り、3～5歳児は月額37,000円、住民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円を上限に利用料金が減額されます（無償化対象施設を併用する場合には、合算した利用料に対して上限額が適用されます）。

### (5) 申込方法

お住まいの区を担当する、ふれあい子育てサポートセンターにお申し込みください。

ただし、子育てヘルパー会員については別途年間の研修スケジュールがあり、すぐに登録ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

# よくある質問と回答



## 1 入所申請について

### Q1. 申請したら必ず利用できますか？

A. 申請者が多い場合には、利用調整(選考)を行います。申請状況によっては入所できない場合もありますが、区役所において、他の保育施策をご案内するなどアフターフォローを行っています。

### Q2. 出産前でも申請できますか？

A. 4月1日入所においては申請時点で出産前の場合でも申請は可能です（※申請時の児童氏名欄は、保護者名の末尾に「ベビー」と付けたものとしてください。）。母子健康手帳の保護者氏名と出産(分娩)予定日が分かれるページの写しを添付してください。

なお、保育所等ごとに受入月齢が決まっていますので、利用調整の結果、利用承諾(内定)となった場合であっても、受入月齢を超えない場合には利用承諾(内定)の取消しとなりますのであらかじめご了承願います。

また、出生後にお子さんの名前、生年月日について、改めて、教育・保育給付認定申請書を提出してください。

### Q3. 年度途中で児童が1歳に達したら、1歳児クラスに申請できますか？

A. 保育所等のクラス分けは、年度当初(4月1日)の年齢で区分しています。年度当初0歳だったお子さんは、当該年度中は0歳児クラスの扱いとなります。

### Q4. 申請する前に保育所等の見学は必要ですか？

A. 可能な範囲でお子さんを連れて見学をお願いします。予約が必要になることがありますので、各保育所等に事前に確認をお願いします。なお、事前見学の有無は利用調整には影響しません。

### Q5. 川崎市内他区の保育所等に申請はできますか？

A. お住まいの区の区役所を通じて申請ができます。

### Q6. 川崎市外の保育所等に申請をしたい場合は？

A. 利用開始希望日までに転出予定がある（川崎市民ではなくなる）場合は、原則として当該市町村へ直接申請してください。

転出予定がない（川崎市民のまま）場合はお住まいの区の区役所を通じて申請ができます。なお、利用希望先の市区町村によって必要書類、締切等が異なりますので、あらかじめ利用希望先の市区町村に十分ご確認のうえ手続きをお願いします。送付の都合上、締切日の10日前までに申請をお願いします。→9 ページ参照

### Q7. 希望保育所等は全て記入しなければならないのですか？

A. 申込書には、第8希望までの記入欄がありますが（上限は第20希望まで）、全てを記入する必要はありません。必ず通える範囲での申込みをお願いします。

### Q8. きょうだいで申請する場合、書類は人数分必要ですか？

A. きょうだいでの入所申請の場合には、お子さん的人数分必要となります。世帯状況を申告する書類（就労証明書や課税関係書類）は、2部目以降はコピーでかまいません。

### Q9. 令和8年4月1日入所申請と令和8年3月1日入所申請を同時に行うことができますか？

A. 令和8年4月1日入所と令和7年12月1日～令和8年3月1日の入所を両方申請したい場合には、同時にを行うことが可能です。その場合、世帯状況を申告する書類（就労証明書や課税関係書類）は、2部目以降はコピーでかまいません。なお、令和7年12月1日入所との同時申請を行う場合は11月5日（水）までに手続きが必要です。

### Q10. 現在は育児休業中ですが申請できますか？

A. 育児休業中は「保育を必要とする事由」に該当しないため保育所等の申請はできません（産前産後休業は除く）。ただし、利用開始月の末日まで（勤務先の都合等により、月初に復職しなければならない場合は、利用開始月の翌月1日まで）に復職予定の場合には、当該月の1日利用開始として申請することができます。

なお、保育所等に申請しない子どもの育児休業を取得している場合（例えば、第1子の申請時、第2子の育児休業を取得している場合など）であっても、申請している子どもの入所にあたっては、同様に育児休業から復職する必要があります。→11 ページ参照

**Q11. 同居の祖父母や親族がいる場合、就労証明書等が必要ですか？**

A. 65歳未満の親族が同居している場合には、個別に保育できないことの証明（就労証明書、診断書、障害者手帳の写しなど）が必要となります。また、親族等が65歳以上の場合においても、状況を確認させていただくことがあります。→14ページ参照

**Q12. 市外から申請し転入した場合、必要な手続きはありますか？**

A. 利用開始日（入所月の1日）までに、転入した区の児童家庭課の窓口で手続きが必要です。期日までに手続きをしない場合には、入所内定が取消しとなる場合があります。→14ページ参照

**Q13. 海外勤務の場合、所得状況がわかる書類は何を提出すればよいですか？**

A. 勤務先からの給料の支払証明や現地での税申告の証明など、対象年度中の海外での収入が分かる書類について提出をお願いします。海外勤務の方は、収入の受け取り方や申告制度も様々ですので、詳細については区役所までご相談ください。→14ページ参照

**Q14. 〇歳児クラスについて、生後何日目に達していれば申請できますか？**

A. 〇歳児クラスについては、施設ごとに受入月齢が異なります。受入月齢と誕生日については、19ページの表をご確認ください。

**Q15. 申請をして内定とならなかった場合、以降の手続きは何か必要ですか？**

A. 保育所等の申請は同年度内3月まで有効です。同年度内で転居や家庭状況に変更があった場合には必ず届け出てください。また、次年度4月以降も引き続き利用の希望がある場合には再度申請が必要となります。→23ページ参照

## 2 利用調整（入所選考）について

**Q16. 現在育児休業中で、保育所等入所と同時に復職する予定でいます。ランクはどうなりますか？**

A. 育児休業取得前の就労と同等の就労内容で復職される場合には、原則、育児休業取得前の就労状況実績によるランクとなります。

**Q17. 現在育児休業中で、入所できない場合には育児休業を延長する予定です。必要な書類はありますか？**

A. 育児休業中の申込みの場合、「育児休業に関する同意書・申出書」の提出が必要です。育児休業が延長可能で、利用調整の優先順位が下がることを了承される場合には、同書類の2(2)にチェックを入れてください。ただし、チェックを入れた場合でも、希望園の定員に空きがある場合には入所内定となります。→14ページ参照

**Q18. 育児休業の延長手続きはどのようにすればいいですか？**

A. 育児休業の延長や育児休業給付金の手続きについては、お勤め先やお勤め先の所在地を管轄するハローワークにお問い合わせください。なお、延長手続きの際に、区役所に提出した入所申請書類の写しを求められる場合があります。提出された書類の返却はできませんので、提出前にご自身でコピーを取るなどのご対応をお願いいたします。→11ページ、23ページ参照

**Q19. 育児休業を延長するために保留通知をもらいたいのですが、保育園の申請をし忘れました。さかのぼって発行できますか？**

A. 申請のない月にさかのぼって保留通知書を発行することはできません。また、保留通知書の再発行はできません。

**Q20. パートや派遣形態での就労の場合、ランクに影響はありますか？**

A. 就労の場合、実働時間でランク付けされますので就労形態は影響ありません。

**Q21. 複数の保育所等を希望した場合の利用調整の方法は？ また1園のみ希望の場合には優先されますか？**

A. 利用調整は施設ごとに行い、希望した施設の中で複数入所が可能となる場合には、希望順位の最も高い施設が内定となります。なお、希望園の数による利用調整上の優劣はありません。

**Q22. 希望順位が下位の施設に内定しました。第1希望の施設に空きができたら移れるのですか？**

A. 複数の保育所等を希望し、一度内定した場合には、その後の利用調整は行われません。他の施設を希望する場合には、入所後、改めて転園希望の届出をしてください。

**Q23. 利用調整上、申請が早いほうが優先されますか？また入所保留期間が長いほうが優先されますか？**

- A. 申請時期や入所保留期間の長さは、利用調整に影響しません。

**Q24. 兄弟姉妹の2人以上が同時に入所申請で「同じ保育所等で同時期の入園のみ希望する」を選択した場合はどうなりますか？**

- A. 兄弟姉妹で同時が前提となりますので、兄弟姉妹の全員が「内定」か「保留」かのどちらかとなります。この場合、兄弟姉妹のうち1人だけ内定という扱いにはなりません。

**Q25. 内定辞退にはどのような手続きが必要ですか？**

- A. 速やかに内定辞退届をご提出ください（保育所等をお待ちの方が多数いるため、ご協力ください。）。  
なお、内定を辞退し、再度、他の保育所等の利用を希望する場合は、改めて申請が必要です（内定した入所月の翌月以降から申込みできます）。

**Q26. きょうだい同時に同園を申し込み、一方のみ内定辞退又は申請取下げをした場合はどうなりますか？**

- A. 利用調整は、申請締切日時点の保護者の状況等によりランク等を判定して行いますが、入所時まで申請時と同じ内容を維持することが前提です。そのため、申請後、一方のみの内定辞退といった、申請内容と異なる状況となった場合は、その時点で利用調整のやり直しや入所内定の取消しなどを行うことがあります。

**Q27. 利用調整のランクはどの時点を基準として決まりますか？**

- A. 原則として、申請締切日時点の保護者の状況等により判定します。ただし、利用希望日までの間に就労契約の変更等でランクが変わることが確実な場合は、より低い方のランクを採用します。→16 ページ参照

**Q28. 利用調整基準別表2「認可外保育施設等の利用状況」の細目にある「就労状況等と連動した利用の場合」とはどういうに判断されますか？**

- A. 当該項目は、就労等により保護者が保育できず、就労等の間認可外保育施設等に預けている場合（一時保育との併用や、扶養義務者でない親族に預けている場合なども含みます。）に、家庭で保育している方よりも保育の必要性が高いと判断して加点対象としているものです。そのため、例えば自営をしながら週4日保護者が保育し、週1日だけ一時保育を利用している場合や、求職中の場合などは加点の対象となりません。また、就労時間数の下限である月64時間以上預けていることが必要です。

### **3 保育料について**

**Q29. 保育料はいくらですか？いつ頃決まりますか？**

- A. 8月までは世帯の前年度の市民税額、9月以降は当該年度の市民税額に基づき保育料の階層区分を決定します。49ページに保育料金額表を記載していますので参考にしてください。正式な保育料は、内定後にご自宅に送付される利用者負担額等決定通知書にてお知らせいたします。4月入所については例年3月下旬に発送しています。また、入所後は、毎年9月以降の保育料について8月下旬に通知書を送付します。

**Q30. 公立保育所と認可保育所、認定こども園などで保育料は変わりますか？**

- A. 施設類型や保育必要量の区分により異なります。詳しくは保育料金額表をご覧ください。→49 ページ参照  
なお、保育料以外の諸費用(実費徴収)について各保育所等により異なりますので個別にご確認ください。  
また、認定こども園では、教育・保育給付認定の区分に関わらず、川崎市が決定する保育料に加えて、入園時や毎月の保育料徴収時に、制服代や施設の整備や維持に充てるための上乗せ徴収等が行われる場合がありますので、事前に施設にご確認ください。

**Q31. 保育料を滞納した場合はどうなりますか？**

- A. 納期限までに納付がない場合は、督促の上、なお納付がないときは法令の規定により、財産の調査、給与・預貯金などの財産差押処分を実施します。滞納がないようにお願いいたします。

**Q32. きょうだいがいる場合に保育料は安くになりますか？**

- A. 保育所等の場合、第二子は基本保育料の半額、第三子以降は基本保育料は無料となります。また、川崎認定保育園については、第二子以降で一定の要件を満たす場合、月額 16,000 円が軽減されます。→47 ページ、50 ページ参照

## 4 入所後について

**Q33. ならし（なれ）保育（短縮保育）はどのくらいかかりますか？**

- A. 入所後、約 1 週間程度実施することが多いですが、お子さんの年齢や保育所等ごとに実施期間や内容は異なりますので、入所する保育所等とご相談ください。  
なお、ならし（なれ）保育であってもその月の保育料（月額）は満額かかりますのであらかじめご了承願います。

**Q34. 児童にアレルギー等がある場合、何か相談・手続が必要ですか？**

- A. 除去食等の対応を必要とする場合がありますので、入所時の申請書の児童の状況欄に必ず記載の上、入所内定後の保育所等との面談で必ずお申し出ください。

**Q35. 児童に健康上不安がある場合にも入所できますか？**

- A. 保育所等に内定した際には、全てのお子さんに対して入園前健康診断が実施されます。健診の結果、健康管理上又は集団生活上、特に注意が必要と認められた場合には、医師等で構成される健康管理委員会において、総合的な見地から利用の可否の審議をさせていただきます。→29 ページ参照

**Q36. 入所後に下の子を出産し育児休業を取得する場合には、上の子は退園しなければならないのですか？**

- A. 下の子のための育児休業を取得する際、上の子が既に保育所等の利用をしている場合には、国の通知に基づき、入所継続を認めています。なお、育児休業期間中については、原則「保育短時間」での認定となります。

**Q37. 保育所等の送迎は親族が行っててもよいのですか？**

- A. 保育所等の送迎は原則、保護者の方にお願いします。保護者が迎えに行けない場合などについては保育所等に連絡を入れたうえで成年の親族の方が迎えに行く等、調整をお願いします。また、車での送迎は原則できません（送迎については、保育所等ごとにルールがありますので見学の際に、ご確認をお願いします。）。

**Q38. 保育所等で給食は提供されますか？**

- A. 0～2歳児クラスと、3～5歳児クラスで異なります。また、園によって主食（ごはん・パン等）を持参いただく場合もあります。3～5歳児について、園が主食・副食を提供する場合は、保育料とは別に実費相当額をお支払いいただく必要があります。→28 ページ参照

**Q39. 育児休業からの復職が入所月の翌月 1 日となった場合、入所月の利用時間は、標準時間ではなく短時間に変更してもよいのですか？**

- A. 短時間認定での利用も可能です。教育・保育給付認定申請書の利用区分の希望を「保育短時間利用」として申請してください。なお、認定内容等を変更する場合には、変更を希望する月の前月までに手続きをしていただく必要があります。詳細は 26 ページをご確認ください。

## <書類の送付期限と送付先>

### 1 郵送申請

#### 一次利用調整

送付期限：令和7年10月24日（金）〔消印有効〕

送付先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市こども未来局保育対策課気付 事務処理センター

※書類不備があった場合は、不足書類や修正した書類を、11月5日（水）〔必着〕までに、お住まいの区の区役所にご提出ください。

※送付先は一次利用調整の場合に限ります。二次利用調整や4月入所以外の申請については、各区役所に直接ご提出ください。

#### 二次利用調整

送付期限：令和8年1月21日（水）〔消印有効〕

送付先：お住まいの区の区役所（下記一覧を参照）

### 2 オンライン申請

#### 申請期限

一次利用調整：令和7年10月24日（金）17:00

二次利用調整：令和8年1月21日（水）17:00

※申請方法、申請先は市ホームページ「保育所等入所のオンライン申請について」をご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000153979.html>



## <問合せ先>

### 1 保育所等の利用に関する申請手続きについて

#### 保育所等入所案内コールセンター

電話：044-200-0567 FAX：044-200-0577

期間：令和7年9月30日(火)～11月14日(金) ※土曜、日曜、祝日を除く

時間：12:00～19:00

### 2 保育所等に関するその他のご質問について

お住まいの区の区役所にお問合せください。

#### (区役所一覧)

##### 川崎区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒210-8570 川崎区東田町8 Tel:044-201-3219

##### 宮前区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5 Tel:044-856-3258

##### 幸区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒212-8570 幸区戸手本町1-11-1 Tel:044-556-6688

##### 多摩区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒214-8570 多摩区登戸1775-1 Tel:044-935-3297

##### 中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒211-8570 中原区小杉町3-245 Tel:044-744-3263

##### 麻生区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒215-8570 麻生区万福寺1-5-1 Tel:044-965-5158

##### 高津区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

〒213-8570 高津区下作延2-8-1 Tel:044-861-3250

### 3 幼稚園に関するお問合せについて

こども未来局保育・幼児教育部 幼児教育担当

〒210-8577 川崎区宮本町1 Tel:044-200-3179

令和7年10月発行 令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内

編集・発行 川崎市こども未来局保育・幼児教育部 保育対策課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 TEL:044-200-3727 FAX:200-1518